

X 施設

1 施設の概要

(1) 施設の範囲と管理

第2次世界大戦の敗戦後の日本では、学校など必須施設の整備がまず求められた。高度成長期を迎えると、国の政策に応じた社会資本整備が行われ、日本が先進国に属する国となり、一定の社会資本整備が進む中、社会ニーズの多様化に伴い、多様な施設が設置された。

地方自治法の施設等に関する部分も、社会情勢の変化に沿って適宜改訂されてきた。そのうち、主要なものを挙げると、次の4点である。

・昭和22年（地方自治法制定時）公共サービスに用いる施設を広く「営造物」と規定し、管理は委託できず、すべての施設が公設公営で運営されることが原則であった。

・昭和38年 施設の中から、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を「公の施設」として切り分け、管理委託制度を導入した。

ただし、施設の性格から委託先は公共団体、公共的団体に限られていた。

・平成3年 委託先に外郭団体が加えられ、施設利用料について、委託先が収受することもできることになった。

・平成15年「官から民へ」の流れの中で、公の施設を対象とした指定管理者制度が導入され、委託先の限定はなくなった。これとともに、管理委託制度が廃止され、外郭団体等に管理委託していた施設は、平成18年9月までの間に、指定管理者制度に移行するか、部分的に業務委託することはできるものの、直営に戻すかの選択が求められた。

制定年度	①昭和22年	② 昭和38年	③ 平成3年	④平成15年
対象	営造物	公の施設	公の施設	公の施設
管理手法	直営のみ	直営・管理委託	直営・管理委託	直営・指定管理
委託先又は指定管理者	-	公共団体	公共団体(注1)	制限なし
		公共的団体	公共的団体(注2)	
		-	外郭団体(注3)	

注1) 土地改良区など

注2) 自治会、NPO、生活協同組合など

注3) 自治体の影響力の強い公益法人、社会福祉法人や、50%超を出資する株式会社(第3セクター)など

(2) 分類

自治体資産は、広範であるとともに、特殊な資産も多く、資産の区分は感覚的にわかりにくい。

一般に施設として認識されているもののうち、建物の建設を伴うものについて、今年度の外部監査では、基本的に①伊達地区庁舎等②公の施設③遊休施設に区分して検討することとしたが、大滝区の庁舎、公の施設の一部は④として別に掲載している。また、市営住宅及び公園については、管理手法が一般の施設とは異なることから別項とした。

自治体が設置する施設について、地方自治法第238条による分類と例を示すと、次表のとおりである。(施設を含む資産区分を再掲する。)

分類	定義	中分類	定義	小分類	定義	例
行政財産	公用または公共用に供する財産	公用財産	地方公共団体が事務事業を執行するためのもの			庁舎・消防施設
		公共用財産	住民の一般的な共同の利用に供するもの	公の施設	住民の利用に供する施設	文化施設、公民館、公園、道路
				その他		河川用地
普通財産	行政財産以外は一切の財産					用途廃止した行政財産、売却予定の土地

2 指定管理者制度

(1) 公の施設と管理方法

施設のなかでも、住民になじみ深いものは、公の施設であると思われ、地方自治法でも、別途規定を設けており、経済性のほかに、公平性、有用性の評価がより求められる資産でもある。

前記のように、公の施設の管理方法は、直営または部分委託、管理者を指定して全面的に運営させる指定管理者制度に区分される。指定管理者制度は、公の施設独自の特殊な制度であり、制定時に大々的な施設全般の検討を求められた経緯もあるので、次に説明を加え、併せて伊達市の状況を考える。

(2) 指定管理者制度の概要

ア 法律上の位置付け

法的性質が、管理委託の「契約」から、「行政処分」へと位置付けが変わり、指定管理者は、行政処分となる使用許可なども行える。

また、施設使用料を自らの収入として収受する「利用料金制」を採用できる。

イ 手続き

指定の手続き(申請、選定、事業計画の提出など)、業務の具体的範囲(施設の維持管理、個別の使用許可など)、管理の基準(休館日、開館時間、使用制限の要件など)を条例により定める必要があり、個別の施設ごとに、指定期間を含め、議会の議決を経て指定管理者となる。

ウ 選定方法

選定手続きに関し、法律上は特段の定めはなく、「公募」・「特命」ともに可能である。

対象施設が広範であるため、運営の専門性確保など、個別施設の性格に応じた柔軟な取り扱いを可能としている。いずれの方法をとるにしても、選定に関する透明性や公平性の確保は重要である。

(3) 指定管理者制度の導入背景・導入方法

いわゆるバブルの崩壊後、1990年代に景気浮揚政策として実施された社会資本整備と、その維持管理費が自治体財政の圧迫要因となり、ほとんどの自治体で財政再建が課題となったことを背景とし、小泉改革により、「住民サービスの向上」「行政コストの削減」「自治体出資法人の見直し」を目的として指定管理者制度が導入された。

これは、別の面からみると、施設自体の効率運営を目的としつつ、それを管理する外郭団体の改革を迫る政策でもあった。

導入に当たって、総務省は、全ての施設を指定管理者による管理に移行することを前提として、

施設の必要性を含めた検討を行い、その結果の公表を求めた。

しかし、実際には、自治体が国庫補助により建設した施設の廃止を決定した場合、補助金適正化法に基づき、補助金の返還を求められるため、指定管理制度の創設だけによる施設自体の見直しには限界がある。悪化する財政に対し、やや性急に制度導入されたり、形式的に管理委託の内容のまま指定管理者制度に移行した自治体が多かったことも実情である。

いずれにしろ制度導入から相当期間が経過しており、導入前に一斉に施設の検討を行っていたとしても、再検討が必要な時期にある。

(4) 伊達市の導入方法

導入にあたっては、旧伊達市では、指定管理者制度が導入可能な施設は、全て指定管理者に移行したとのことである。

多くの自治体では、指定管理者導入準備期間である平成 15 年度から数年の間に、施設の現況や指定管理者制度の導入の検討状況などを一斉調査しているが、伊達市では各部署で検討され、施設ごとの担当部署での検討結果も、担当課で保管されるが、制度導入から相当年数が経過した現在では、検討過程が文書では残されていない部署もある。

一方、伊達市では、指定管理者制度導入の前後を通じ、行財政改革の一環として、常時施設の再編を検討している。指定管理者の導入や、協定の方法なども、その一環として検討されている。指定管理者制度の本来の意図を反映した運営といえるが、これらは、各施設の担当部署で行われており、部署により温度差があることも現実と推測される。

このような状況であること、また、指定管理者制度の導入から相当年次が経過し、管理の一手法としての位置付けも浸透してきたこともあり、当年度の監査にあたっては、指定管理者そのものの検討を行うのではなく、各施設の検討の中で、指定管理者による管理状況も含めて検討することとした。

(5) 検討ポイント

指定管理に関して特徴的に考えるべき課題もあり、それは施設による取扱いを並べて比較することにより相違点が明確になる、ここでは、次の点を踏まえ、現況を簡易に比較する。

1) 選定方法

指定管理者は、原則は公募により募集することとされているものの、制度導入から相当年数が経つにつれ、無条件な公募は施設の安定運営を妨げるという意見も強くなっている。

その理由としては、次のようなことが挙げられている。

- ①指定管理者が雇用する職員は、公募の度に失業する不安を持つことになる。
- ②指定管理者自体も、公募により仕事を失う可能性があることから、指定管理者の業務のうちには、おざなりになる部分が出やすくなる。
- ③施設の中には、公募になじまないのではないかと思われるもの、現在の管理者以外に管理が困難と思われるものもあるが、これらを公募することにより、却って事務手数がかかる上に、①②のような不安を指定管理者がわずかでも持つことにより、設置者との信頼関係もゆらぐ。
- ④指定管理者制度導入当初期待された費用削減効果は、一定の成果をあげ、これ以上の削減は困難な状態になっている。

しかし、一方で、安易に非公募とすることで、施設の管理者としてより適当なものを排除することがあってはならない。公募・非公募の決定の根拠は明確にされなければならない。

また、公募しても、現在の管理者以外に応募する者のない施設については、公募の内容検討は

必要であるが、公募自体の可否を問われることもあると思われる。

2) 審査

指定管理者の選定にあたっては、審査が行われる。

公の施設は、一般市民が利用者であることもあり、審査委員には市職員のほか、外部委員を入れることが一般的である。

利用者の意見を反映させること、客観的選定を行うことが外部委員の目的であるが、市の職員にはない専門性を期待する場合もある。

一方で、管理責任が市にあることを考えると、市の責任で全てを決めるべきだという考え方もある。

審議結果などを公開することによっても、客観性は担保される。伊達市では、決定した施設と指定管理者名はホームページ上で公開されているが、審議の結果は公開されていない。

採点結果と、委員がその指定管理者を評価した項目—例えば、自主事業の提案が具体的で豊富、であるとか、危機管理が充実している—などについて記載することで、どのような運営が期待できるか、施設の利用者である市民も知ることができる。

(意見) 審査結果や選定された理由について、概略であっても、ホームページ上で公開されることが望まれる。

3) 評価基準

審査にあたっては、事前に評価基準を定める。

指定管理者の評価基準は、大きく分けると、①施設の平等利用②施設の効用を高める運営を効率的に行う、③管理経費の縮減など経済性、④管理を安定して行える物的・人的能力、⑤個人情報保護等の項目があげられる。

伊達市では、審査の詳細な内容や配点は、各課で施設の性格に応じて決めている。

指定管理者の経営基盤がぜい弱である場合、指定管理期間の途中で管理が不能になることもある。選定時には、応募資料の検討が十分に行われる必要がある。

(意見) 他の自治体では、指定管理者の倒産により、施設の運営に支障をきたす例もある。指定管理者の経営基盤に関する評価項目は、必ず入れるべきである。

(意見) 施設の平等利用は、評価項目の中でも運営の前提とも言えるもので、点数が一定以下である場合、他の項目が優秀であっても失格させる制度の検討が望まれる。

(意見) 基本となる評価項目、配点と注意事項を記した標準評価表を作成することが望まれる。また、担当部署は施設の性格に応じてアレンジして使用するのだが、その根拠を記載し、承認を受けるなど、施設に合った評価が行われていることを説明可能にする必要がある。

4) 指定期間

指定管理者の指定期間は、3～5年の間で分布している。制度移行時には、試行期間として短期間の指定管理が行われることもある。10年を超えるような長い期間を指定期間とすると、経営は安定するが、非公募で運営されることと変わらない。伊達市にはこのような長い期間のものはない。

それぞれの施設で指定期間の根拠につき、説明可能である必要がある。

5) 指定管理者報酬

管理報酬は、金額の上限を定め、実費により精算される施設と、定額の2つの考え方がある。

また、施設の使用料等は、市に帰属するが、これを指定管理者が収受する制度を利用料金制と呼ぶ。指定管理料を実費精算せず、使用料を指定管理者が収受する利用料金制が、指定管理者のインセンティブが最も発揮される制度といえる。

伊達市でも基本的にインセンティブを重視した利用料金制の施設が多い。

6) 修繕

施設の維持管理に必要な小修繕は指定管理者、大規模な修繕は設置者である市が行うことが原則であるが、判断が困難である修繕もあることから、たとえば 10 万円以上が市などの目安を設ける場合もある。

指定管理者報酬がインセンティブ型である場合、指定管理者が本来行うべき維持管理を怠ることにより、施設の使用可能期間が短くなったり、施設使用全期間の修繕費合計が高くなることもある。

指定管理者との連絡を密にすること、信頼関係を保てる指定管理者を選定することが重要であるが、修繕費に関する費用を指定管理料に計上するものの、利用料金制をとっていても、修繕費部分は精算する自治体もある。

7) 実績報告

施設の設置者は市であり、施設が本来目的に有用に供されているか、管理状況は良好であるか、把握しなければならない。

このため、毎月の実績報告を求めているが、そのほか、各担当部署では施設を訪問したり、指定管理者との連絡を密にするなどの方策をとっている。

また、施設の利用者に対するアンケートを取る指定管理者もいるが、全般的にアンケートの回答率は低いとのことであり、市はその結果を入手していない。

8) 事後評価

実績報告にあわせ、指定管理者の事後評価を行い、改善するべき点があれば指定管理者に改善を促すか、運営方法に対する考え方の相違であれば話し合うことが望まれる。指定管理者制度の下にあっても、設置者は市であり、施設が設置目的に沿って有効に運営される責任を有する。

伊達市では毎年、評価表に基づき事後評価を実施している。

(意見) 指定管理者の事後評価についても、ホームページでの公表を検討することが望まれる。

9) 指定管理者の行うべき業務は、市の作成する仕様書に定められる。この業務を内容とし、指定管理期間に関する基本協定が結ばれるが、毎年の指定管理者報酬などは年次の協定書が作成される。

伊達市では、標準的な協定書の様式は備えられているが、施設により、指定管理者の行う業務の範囲や協定内容は異なり、施設の性格等に応じ、協定の内容を変更する必要がある。仕様書・協定の内容が妥当か、について検討が必要である。

(6) 指定管理の状況

伊達市の指定管理者の状況は、次のとおりである。

施設名	伊達市観光物産館	黎明観	潮香園	伊達市立ふたば保育所	伊達市黄金地区コミュニティセンターはまなす館	伊達市東地区コミュニティセンターみらい館	伊達市長和地区コミュニティセンターふれあい館	伊達市有珠地区コミュニティセンター白鳥館	だて歴史の杜カルチャーセンター	
指定管理者	㈱伊達観光物産公社		社会福祉法人道塾会	社会福祉法人伊達睦会	伊達市黄金地区コミュニティセンター運営協議会	伊達市東地区コミュニティセンター運営協議会	伊達市長和地区コミュニティセンター運営協議会	伊達市有珠地区コミュニティセンター運営協議会	NPO法人伊達メセナ協会	
指定管理者の属性	施設管理の目的で設立された外郭団体		施設管理の目的で設立された社会福祉法人	社会福祉法人	利用者団体	利用者団体	利用者団体	利用者団体	NPO法人	
開始年度	H24	H17	H18	H22	H16	H18	H19	H18	H18	
指定管理期間	5年	5年	5年	5年	3年	3年	3年	3年	5年	
選定応募	非公募		非公募	公募2者	非公募	非公募	非公募	非公募	公募	
選定委員	市民代表2名、市関係者3名		団体代表等3名、市職員3名	関連団体市民2名、市職員5名	自治会協議会役員1名、市職員3名	自治会協議会役員1名、市職員3名	自治会協議会役員1名、市職員3名	自治会協議会役員1名、市職員3名	団体代表等3名、市職員3名	
施設使用料等収入の帰属	指定管理者		指定管理者	指定管理者	指定管理者	指定管理者	指定管理者	指定管理者	市	
事後評価	毎年実施		毎年実施	毎年実施	毎年実施	毎年実施	毎年実施	毎年実施	毎年実施	
24年度指定管理料	29,174,250		33,000,000	94,689,634	3,772,932	4,066,000	3,371,057	4,236,639	101,640,000	
担当	商工観光課		高齢福祉課	児童家庭課	自治防災課	自治防災課	自治防災課	自治防災課	生涯学習推進課	
評価満点数	115		150	100	120	120	120	120	100	
自己評価24年度	105		142	92	115	113	105	107	88	
市の評価24年度	99		137.5	91.5	115	115	110	112	84	
施設名	伊達市総合体育館	まなびの里パークゴルフ場	伊達市市民プール	伊達市武道館	伊達市館山野球場	伊達市関内パークゴルフ場	伊達市B&G海洋センター(体育館・パークゴルフ場)	伊達市B&G海洋センター(艇庫)	大滝区有機物再資源化センター	大滝区交流施設(大滝自然ふれあい交流施設他)
指定管理者	NPO法人伊達市体育協会	NPO法人有珠振興会	NPO法人伊達市体育協会						NPO法人大滝まちづくりサポーター	NPO法人大滝まちづくりサポーター
指定管理者の属性	利用者団体	利用者団体	利用者団体						施設管理の目的で設立された特定非営利活動法人	施設管理の目的で設立された特定非営利活動法人
開始年度	H24	H24	H16						H18	H23
指定管理期間	4年	5年	3年						3年	3年
選定応募	公募	公募	公募						公募	公募
選定委員	1者	1者	1者						1者	H23 1者
選定委員	関連団体市民2名、市職員3名計5名		関連団体市民2名、市職員3名計5名						利用団体代表2名市職員3名	利用団体代表2名市職員3名
施設使用料等収入の帰属	指定管理者	指定管理者	指定管理者						指定管理者	指定管理者
事後評価	毎年実施	毎年実施	毎年実施						毎年実施	毎年実施
24年度指定管理料	47,523,000	3,606,000	37,872,000						22,129,000	16,942,800
担当	生涯学習推進課	生涯学習推進課	生涯学習推進課						地域振興課	地域振興課
評価満点数	120	110	120						100	100
自己評価24年度	108	97	107						98	98
市の評価24年度	92	88.5	89						82	83

3 個別の施設-庁舎等

X-3-1 伊達市消防・防災センター

(1) 概要

建物面積:3,650 m²(消防貸与 1,994 m²) 土地:5,678 m² 再調達価額:1,204,380 千円

建設年度 15 年 8 月 構造 鉄筋コンクリート造

取得価格 建物 1,216,110 千円(うち防災センター44.9%) 土地:従来からの市有地

条例等 庁舎等に属するため、条例は制定されず、伊達防災センター管理運営規則により管理されている。

所在 伊達市松ヶ枝町 13 番地1

担当部署 自治防災課



(2) 取得経緯・目的・今後の予定

有珠山噴火周期は 20 年～30 年とされている。当施設は、2000 年の噴火後に、災害時の対策本部、平時の防災教育・情報提供の場として、消防本部を併設して平成 13 年度から 15 年度にかけて整備された。

(3) 使用状況等

1) 現況

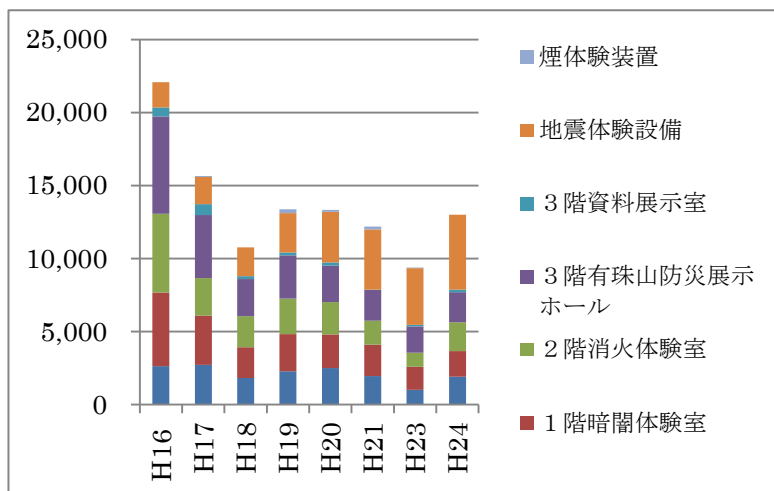
当施設は、公の施設ではなく、庁舎として建設されているが、防災知識の普及のための体験施設を設置しており、市民等が体験利用している。災害時の拠点となることを想定されているスペースは、市庁舎の会議室・ホールとして使用されている。

使用状況の推移は次のとおりである。

(単位:人)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H23	H24
1 階防災展示ホール	2,623	2,718	1,824	2,283	2,490	1,945	1,017	1,915
1 階暗闇体験室	5,042	3,368	2,107	2,547	2,303	2,154	1,564	1,742
2 階消火体験室	5,397	2,571	2,123	2,431	2,222	1,654	978	1,972
3 階有珠山防災展示ホール	6,669	4,319	2,535	2,955	2,508	2,088	1,781	2,067
3 階資料展示室	614	751	208	204	216	23	123	184
地震体験設備	1,724	1,862	1,970	2,700	3,451	4,134	3,884	5,113
煙体験装置	0	63	0	250	150	199	40	0
延利用者計	22,069	15,652	10,767	13,370	13,340	12,197	9,387	12,993
実人数	6,692	4,709	3,655	4,579	4,979	5,204	4,681	6,054
(会議室等延利用者)	4,621	5,424	5,972	6,520	7,496	3,653	5,040	6,008

有料施設ではないこともあり、利用者数は、正確には把握されていないが、煙体験施設、資料展示室の利用者数は少ない。開始当初から、全般に利用者は減少しているが、東日本震災の発生後、地震体験等が増加している。



2) 維持管理コスト

建物の維持管理にかかるコストは、消防(西胆振消防組合)で負担されており、市が支出する金額は、市が使用している部分の保守点検業務費及び消耗品費(平成24年度1,259千円)のほか、体験施設の要員(臨時職員)1名の人件費である。

3) 管理状況

西胆振消防組合で運営されている消防施設と、伊達市の防災拠点施設として使用され、市は、消防使用部分が無償で貸与する契約としているが、前記のように、光熱水費等は市の使用部分を含め、すべて消防が負担している。これらの歳出は、事務組合の共通費とされ、市も人口や財政規模に応じ、応分の負担をしている。

(意見) 光熱水費等の事務組合による負担は事務組合拠出金を通じて市が負担することになるのであるが、使用料の免除とともに、光熱水費負担に関しても契約等で明確にすることが望ましい。

4) 検証手続き1

消防使用部分について、西胆振消防組合から、無償使用の手続きとして、減免申請書が徴収され、使用貸借契約書が作成され、市の所定の承認が行われていることを確認した。

手続きは、伊達市消防署として使用していた建物部分を、公有財産用途を廃止し、普通財産として貸し付けるものである。

借受希望期間は、平成18年2月から平成28年3月末日までとされており、使用貸借契約書は、平成19年3月31日を期日とするが、双方に異議がない場合、自動更新される。

西胆振消防組合への消防施設の貸付けは、伊達市単独で実施していた消防事務が組合に加入したことから、このような手続きがとられたもので、使用の実態が変わるものではなく、また今後の転用も考えにくい。

(意見) 普通財産は通常管財部署で管理されるが、当施設については、管理部署は自治防災課とされている。使用許可の更新を失念することのないように、財政課で、管轄外の者も含む普通財産

の使用許可更新リストを作成し、使用許可期限前に、管理部署に更新手続きを行う旨の確認連絡を行うことが望まれる。

5) 検証手続き2

防災センターの見学・体験申込書を閲覧し、内容別、市内市外別に集計した。

類型	市内学校等	市外学校等	市内その他	市外その他	合計
予定人数(人)	900	249	154	122	1,425
比率(%)	63.2	17.5	10.8	8.6	100.0

閲覧した団体の中に、市の施設を利用するにあたり不相当と思われるものはなかった。

その他の団体は、防犯協会、危険物安全協会、婦人会などの諸団体のほか、精神科デイケアや養護学校職員など、児童生徒以外の災害弱者関連の利用も含まれている。

申込みに基づき体験利用をさせているが、市から利用を呼びかける施設ではない。

(意見) 災害弱者とされる市民のうち、児童は学校を通じて災害体験をしているが、高齢者、施設入所者など他の災害弱者がひととおり体験できるよう、福祉施設等管理部署や自治会等を通じた仕組みづくりが望まれる。

(4) 課題等

1) 有用性

①利用者

・利用者は特定の者に偏っていないか—防災知識の普及のための施設部分は、利用者を限定していないが、実際の利用者は、現状では学校等に偏っている。

②利用状況

・利用状況は低くないか—防災施設部分は、防災時に使用される施設であり、日常的な施設利用の高低は、本来問題ではないが、市の会議室等として利用されている。

防災体験部分も、稼働が高いことが必ずしも求められるものではないが、防災体験がより必要と思われる災害弱者が体験できているか確認されていない。

・当初の施設設置目的に合致しているか—災害時の利用状況は災害が発生しなければ確認できないが、現状は、目的に合致した、あるいは目的を妨げない利用方法となっている。

③負担

・使用料等の負担水準は妥当か—施設目的からも無償の施設である。

④維持管理

・施設の更新計画は妥当か—平成 15 年に建設された新しい施設である。

・維持管理は十分に行われているか—必要な管理は行われている

・運営方法は妥当か—体験施設部分は一般市民が体験するが、公の施設とはされておらず、直営で運営されている。

⑤必要性

・法令等により必ず市が置くこととされる施設か → 否

・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か → 否

・伊達市で特に考慮すべき事項はあるか → 噴火等の災害発生実績

2) 検討(意見)

(意見) 当施設は、有珠山の噴火リスクを抱える当市の災害時の拠点であると同時に、平時は防災を目的とする災害体験施設である。平成25年10月の伊豆大島土砂災害にも見られるように、災害への対応は、平時から、災害を想定した避難経路の確保や避難のタイミングを地域ごとに市民自ら考えていることが重要であり、市は実際に災害が起こった時の対応のためにも、それらの情報を吸い上げて災害警報を出すタイミングなども決定することになる。このための第一歩として、当施設の体験を、児童生徒だけではなく、高齢者や福祉施設も受けるような体制を、福祉管理部署や自治会を通じて構築することが望まれる。

X-3-2 伊達市防災備蓄センター

(1) 概要

建物面積:3,597 m² 供用開始:平成12年12月 再調達価額:533,200千円

建設年度 昭和60年12月 構造 鉄筋コンクリート造陸屋根

取得価格 建物 18,080千円 土地 10,740千円 土地面積 34,853 m²

(当初建設目的 学校法人により校舎として使用されていたもの)

条例等 なし

所在 伊達市館山町21番地5

担当部署 自治防災課



平成12年有珠山噴火時の経験を踏まえ、市民の避難生活のための救援物資の備蓄拠点として、旧学校法人国際情報芸術学院校舎を、有珠山噴火に対する寄附基金を原資として購入したもの。改修経費42百万円は、旧郵政省有珠山噴火災害寄附金事業から拠出された。

整備された市立総合体育館が避難所でもあり、備蓄拠点も総合体育館に移動する予定である。

なお、当施設と同じ建物内には、噴火湾文化研究所が置かれている。

(2) 使用状況等

1) 現況

備蓄されている救援物資は、日常生活に必要な毛布、寝袋やカセットコンロなどで、食品や飲用水などの、定期的に入れ替えが必要なものは含まれない。

これらも、最近購入したものではなく、避難所から引き揚げた物資や、寄附を受けたものなど混在している。

増加する空きスペースは噴火湾文化研究所施設として使用している。

東日本震災時には、救援物資をトラックに積載し、市役所職員が姉妹都市に向けて運搬した経

緯があるが、その他設置以来、避難が必要となる災害が発生していないこともあり、新規購入も、備蓄品の目的使用も行われた実績はない。また、使用可能な品目の管理も日常的には行われていない。

2) 維持管理コスト

建物の減価償却を考慮外とすると、維持管理コストは、ほとんどかからない。

3) 管理状況

開設当初から備蓄品台帳を整理しているが、使用の可否が不明確なこともあり、平成 23 年 6 月に現況を把握し、使用可能な物資はカウントされている。使用不可能のものは順次整理しているとのことである。

(3) 課題等

1) 有用性

①利用状況—現状は低いが、移転計画されており、それに合わせて次記課題も解消されると思われる。

②維持管理—必要な管理が十分行われているとは言い難いが、前記どおり進行年度中に解消される予定。

③必要性

- ・法令等により必ず市が置くこととされる施設か → 否
- ・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か → 否
- ・伊達市で特に考慮すべき事項はあるか → 有珠山噴火リスク

2) 検討（意見）

（意見）災害に備えた備蓄センターとしての機能を果たすためには、想定される避難者数及び避難日数の上限に対し、どの程度の備蓄が必要なのか、またどの程度市が備蓄すべきかを考慮して備蓄品目と数量の水準を決定し、不足するものの購入計画と、常時使える状況とする現物管理の実施が必要と思われる。

備蓄センターの移動に伴い、上記内容についても見直され、管理されると思われるが、検討過程を文書化し、決定根拠を説明可能な状態にする必要がある。

X-3-3 職員住宅・教職員住宅

(1) 概要

1) 経緯

伊達市の職員・教職員住宅の多くは、昭和 50 年代から 60 年代にかけて整備されている。小中学校の教員は北海道の職員であり、異動を伴うことから、特に整備が必要とされている。

伊達市でも、民間の借家も増加し、持ち家率も高くなるなど、建設当初からは社会情勢は大きく変化しており、職員住宅や教職員住宅に対するニーズも低くなっている。

民間の住宅が少ない大滝区や、異動及び新規採用で伊達市に着任する教職員への対応など、必要性を見極めつつ、老朽化した住居から、順次用途廃止している。

2) 規定

伊達市職員住宅貸与規則、伊達市職員住宅貸付料規程により、入退去、使用料等について定められている。これらは、道の規定を参考に作成されたとのことであるが、道及び国家公務員住宅の使用料規定の改定に準じ、伊達市でも改定が検討されている。

(2)使用状況等

1) 現況

それぞれの建設年度、入居状況は次のとおりである。

分類	建築年	居住可住居							居住不可合計	管理戸数
		S40-S49	S50-S59	S60-H5	H6-H15	H16-H24	合計	うち居住		
教職員住宅	伊達地区	0	22	8	5	0	35	34	32	80
	大滝区	0	4	7	2	4	17	16	9	39
職員住宅	伊達地区	2	10	4	0	0	16	16	12	28
	大滝区	0	0	0	0	0	0	0	2	2
合計		2	36	19	7	4	68	66	55	149

共済データに職員住宅とされている施設の取得価格情報は次のとおり。なお、上記データと不一致であるのは、使用不可等により、共済を付していない住宅や、移管が反映されていないためと思われる。

(金額単位:万円)

名称	戸数	うち居住可	面積㎡	1戸あたり	建設年度	取得価額	再調達価額	1戸あたり	状況
舟岡町職員住宅	16	11	1,056	66	s 51 9	11,262	15,705	982	入居中
末永町職員住宅	6	1	383	64	s 52 10	3,485	5,478	913	入居中
山下町職員住宅	6	4	366	61	s 48 12	2,050	4,202	700	入居中
大滝区本町職員住宅	2	0	113	57	s 51 6	1,661	1,693	847	入居不可
合計	30	16	1918	247.3		18,458	27,078	903	

教職員住宅についても、概ね同様の状況であり、件数が多く、ここでは個別明細を示さないが、1戸あたり面積等は、職員住宅と同様である。

(単位:㎡、万円)

	面積	建設価額	再調達価額	㎡あたり単価
伊達地区合計	5,765	60,595	84,696	10.5
大滝区合計	1,643	28,404	28,797	17.3
合計	7,408	88,999	113,493	12.0

これらの多くは概ね老朽化していることもあり、近隣の道教職員住宅や公営住宅と比較すると、かなり見劣りすることも事実である。

2) 検証手続き1

入居手続きが規定に沿って行われ、入居申請資料が綴られていることを確認した。

3) 検証手続き2

使用不可の住居からそれぞれ1件を抽出し、使用ができない状況にされていることを確認した。

(意見) 使用不可の建物は、予算がつく都度取り壊しているとのことであるが、放火などによる火災等の危険もあることから、なるべく早急に撤去することが望まれる。現地で確認したところ、窓を板打ちするなどして、侵入しにくくしている住宅と、単に施錠されているだけの住宅がある。防犯という点からも、市の住宅に侵入可能な状況となっていることは好ましくない。早急な取り壊しを前提としつつも、侵入防止対策を早急に行うことが望まれる。



4) 検証手続き3

入居者一覧から、教職員住宅、職員住宅それぞれ3件を抽出し、使用料の計算を確認した。1件を除き、規程に沿って計算されており、差額のある1件の理由は明確にされており、差異は少額であった。

使用料の水準は、最も新しい大滝区教職員住宅で月額 18 千円強であるが、教職員住宅には古いものが多く、月額3千円前後から8千円前後となっている。

市は、道の使用料見直しに合わせて改定を検討したが、道に準じると、古い住宅の家賃はさらに安くなることから、市営住宅などとの公平も考慮し、教職員住宅の今後の在り方の検討等に合わせて改定する予定とのことである。

(3) 検討

道の職員である教職員と異なり、市職員は転居を伴う異動は考えにくく、職員住宅が必要となる場合は、新規採用により、伊達市に転居する職員等に留まると思われる。

これらの需要にあわせ、一定数の維持管理を行うとのことであれば、建物の老朽化に合わせて建替えと用途廃止を行っていくことになる。

いずれにしても両住宅ともに過剰であるため、用途廃止したうえでの土地売却や、統廃合を検討する予定とのことである。

(意見) 教職員住宅は教育委員会、職員住宅は市長部局で管理されている。それぞれに維持すべき戸数と場所を決めることになるが、教職員住宅と職員住宅が隣接している住宅もあり、廃止した後の利用可能性、処分可能性も考慮して、教職員住宅、職員住宅を併せて全体の配置を決定することが望まれる。

また、別記漁業施設として転用された職員住宅についても、長期間遊休となっており老朽化し、今後使用する見込みもないので、併せて検討することが望まれる。

(意見) 異動の少ない職員住宅では、居住が長期化する可能性もあり、その場合、一般市民との公平感に問題が生じることとなる。市では、使用料計算方法の改定を予定しているとのことであるが、それにあたっては、例えば長期間居住すると、民間住宅相当の使用料を課すなど、居住が長期化

しにくく、また長期化した場合に一般市民との間の公平性に考慮した内容を盛り込むことにつき、検討が望まれる。

4 公の施設

X-4-1 墓地

(1) 概要

1) 経緯

墓地は、昭和 23 年に施行された墓地、埋葬等に関する法律第 10 条により、墓地の経営には都道府県知事の認可が必要とされた。この認可は、基礎自治体あるいは宗教法人に与えられ、従来地域の住民により造成、使用されていた墓地は、自治体の墓地として管理されることとなった。

墓地、埋葬等に関する法律以降、埋葬（いわゆる土葬）、改葬、火葬については、市町村長の許可が必要とされた。土葬は衛生上問題であると考えられていたことから、火葬業務も自治体が行うこととなり、火葬による焼骨の墓地への埋蔵が一般化した。

伊達市は、これらに基づき、墓地条例及び施行規則を制定し、墓地の経営、改葬の許可を行っている。改葬にあたっては、立会いを行い、土葬から改葬される遺体は火葬場で火葬される。

2) 法令等

墓地埋葬法及びそれに関する施行細則、伊達市墓地条例、施行規則など。

(2) 使用状況等

1) 現況

平成 25 年 11 月時点での状況は次のとおり。

名称	分類	状況	5 年以上新規申し込みなし	管理数
伊達市黄金墓地	地元からの移管	使用申し込み可		246
伊達市稀府墓地	地元からの移管	使用申し込み可		402
伊達市弄月墓地	地元からの移管	募集停止	○	267
伊達市霊園	霊園特別会計	使用申し込み可		*2,112
伊達市関内墓地	地元からの移管	使用申し込み可		321
伊達市山下墓地	地元からの移管	募集停止	○	843
伊達市若生墓地	地元からの移管	使用申し込み可		267
伊達市長和墓地	地元からの移管	使用申し込み可	○	9
伊達市有珠墓地	地元からの移管	使用申し込み可		451
伊達市上野墓地	地元からの移管	使用申し込み可		13
伊達市三階滝墓地	地元からの移管	使用申し込み可	○	5
伊達市清原墓地	地元からの移管	使用申し込み可	○	0
伊達市円山墓地	地元からの移管	使用申し込み可		41
合計				4,977

*霊園以外の墓地は、もともと地元で管理されていたものを、前記法令の制定に伴い、自治体が管理することとなったものである。霊園は区画され、区画ごとに使用され、区画済のもの残区画数は、152 である。なお、管理数の 2,112 には、旧幌美内墓地の 1,551 を含んでいる。



(意見) 伊達市清原墓地は、長らく使用数1の状態でも墓地として管理されてきたが、平成25年度に改葬されたことから、管理数はゼロとなっている。もともと地元で管理されていたものを、墓地は自治体が管理する法整備のために市に移管されたものであり、使用者がいなくなった墓地まで市の施設として維持管理する必要は考えにくい。維持管理に係る経費もほとんどかからないとはいえ、市の条例に掲載された施設としている限り、現況把握が求められる。用途廃止等の検討が望まれる。

使用料は、面積に応じて定められている。霊園は、4・6・9㎡に区画されており、それぞれの使用料は次のとおりである。市民外の場合は、使用料が1.5倍となる。このほか、管理料として、1㎡あたり6千円を使用許可時に納付するが、使用開始後の管理料は徴収しない。

(単位：円)

対象	1㎡あたり使用料	1㎡あたり管理料	1㎡あたり合計	合計
霊園・4㎡	44,600	6,000	50,600	202,400
霊園・6㎡	51,300	6,000	57,300	343,800
霊園・9㎡	58,000	6,000	64,000	576,000
霊園以外伊達地区	3,750	0	3,750	-
大滝区	3,000	0	3,000	-

2) 使用申込み

新規の使用に関しては、規定に従い、墓地使用について申込みを行い、区画を割り当てられる。

3) 維持管理コスト

霊園の収支は、霊園特別会計に計上される。

その収支の推移は次のとおりで、霊園整備時には整地等の建設費が発生するが、それ以降は管理委託費、水道、草刈等の維持管理に限定される。

(単位：千円)

霊園特別会計	H22	H23	H24
歳入	11,235	11,355	11,212
使用料及び手数料	3,862	5,697	5,162
財産収入	2	1	1
繰入金	7,371	5,657	6,049
霊園特別会計	H22	H23	H24

歳出	11,235	11,355	11,212
霊園管理費	918	1,089	1,253
基金積立金	155	242	77
公債費	10,162	10,024	9,882

新規の申込み時や改葬の場合には、市職員が現地を確認したり、改葬に立ち会うことから、事務手数は発生するが、年間 10 件～20 件程度である。

4) 管理状況

墓地の管理システムを用いて管理されている。墓地ごとの地図や、使用者ごとの情報、システム導入時の写真が保管されている。

法令制定以前に、住民が設置して市が管理することとなった墓地は、使用者が不明であったり、墓石かどうかも明確でないものも含まれる。

(検証手続き 1) 霊園につき、平成 24 年 7 月分を抽出し、霊園使用料、管理料収入が規定に沿って計算されていること、申込書と一致すること、承認されていること、システム入力の検印が記載されていること、霊園見取図と一致していることを確認した。3 件であった。

(意見) 霊園は、4 m²、6 m²、9 m²の 3 種が造成されているが、面積の大きい区画の分譲が進んでいない。市では、4 m²が足りなくなった場合、6 m²の一部を 4 m²に再区画する予定とのことである。

使用料等は、面積に比例して増額しているが、管理にかかる手数は同じであることなどを考えると、管理料を必ずしも面積に比例する必要もないと思われる。

従来の利用者との公平の点では問題があるが、区画を変更する造成コストと、使用料の減少額を比較して、大きな面積の利用促進を図ることも考慮が望まれる。

また、次の造成にあたっては、需要を見ながら徐々に造成するか、転用可能な設計とする、など当霊園の運営経験を活かした工夫が必要と思われる。

(検証手続き 2) 一般墓地につき、平成 25 年 5 月分を抽出し、使用料につき同上の確認を行った。1 件であった。

(検証手続き 3) 黄金墓地、霊園、山下墓地、有珠墓地、三階滝墓地、清原墓地、丸山墓地について、管理システムに諸情報が登録されていることを確認した。

システム導入当初に、紙ベースの台帳記録が残っていないものも含め、管理対象墓石のすべてを写真に撮り、入力したものと思われるが、その後の定期的な更新などは行っていない。施設の性格から、定期的に現状に合わせるための再調査は不要であると考えられる。

(3) 課題等

1) 有用性

①利用者

・特定の者に偏っていないか—地域の墓地は、もともとのその地域の住民に限定される傾向があるが、公平性という点での問題はない。新規利用に関しては、施設の性質上、偏らない。

②利用状況

・利用状況は低くないか—市が整備した墓地は順次申し込まれている。地元で管理されてい

た墓地は、判別できる使用者が少ない墓地もある。

・当初の施設設置目的に合致しているか—特定目的にしか使用されない。

③負担

・使用料等の負担水準は妥当か—事後の維持管理を考えると、フルコストを賄うものではないが、一定額を徴収している。

④維持管理

・施設の更新計画は妥当か—現在の霊園が満杯になった場合には、別の場所に霊園を設置する。土地が潤沢なため、用地が不足することは考えられない。

・維持管理は十分に行われているか—特殊な施設であり、分譲後の管理は使用者が行う。市が引き継いだ古い墓地については、使用者も不明のものがある。

・運営方法は妥当か—直営で運営されている。維持管理コストも低いこと等から妥当と思われる。

⑤必要性

・法令等により必ず市が置くこととされる施設か → 公的部門又は寺院等だけが設置できる。

・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か → 置かれている。

・伊達市で特に考慮すべき事項はあるか → 住民がいなくなった（る）地域の墓地

2) 検討（意見）

（意見） 墓地は埋葬される者ではなく、その親族などが利用を申し込むので、墓地に埋葬される者が市民でも、申込者が市外者の場合、使用料は規定により 1.5 倍となる。

規定の趣旨からは、埋葬される者が市民の場合には、市外者の適用をしない規定が本来ではないかと思われる。

また、市は管理システムに、使用者情報を入力して管理しているが、移管される以前の使用者が明確でないものと、それ以降のものについて、システム上では一覧して分かる状態ではない。

使用者が明確なものについても、時間の経過とともに、申込者も死亡することなどにより、管理する者が明確でなくなることが想定される。

墓地は、使用する区画を維持管理する者がいなくなると、草が茂るなどにより他の利用者の迷惑になることから、市が造成した霊園については、市が管理することになるとと思われる。伊達市墓地条例第 14 条には、墓地経営その他公益上必要があるときには、墓地の使用許可を取り消すことができるとされ、また、第 15 条には、使用者が死亡した日から 3 年を経過しても承継者がいないとき、使用者が所在不明となった日から 10 年を経過したときには使用する権利自体が消滅すると定めているが、使用料及び管理料を使用開始時に徴収し、その後の更新等を行わないため、使用者が所在不明となった日から 10 年、という期間を特定することが困難である。

（意見） 伊達市では、土地が潤沢なため、都市部のように、墓地不足からこのような管理されない墓地を撤去する必要はないとはいえ、霊園について、祭祀されない状況を把握した場合は、その旨と状況、年月日を、墓地台帳に記載することが望まれる。

X-4-2 火葬場

(1) 概要

(伊達市火葬場)

建物面積：512 m² 供用開始：昭和 53 年 12 月 建設額 105,720 千円 再調達額 178,660 千円 構造 RC 置屋根平屋 土地面積 14,328 m²

条例等 伊達市火葬場条例及び施行規則 所在 伊達市上館山町 63 番地 10

担当部署 環境衛生課

(旧大滝火葬場)

建物面積：140.94 m² 供用開始：昭和 56 年 9 月 建設額 49,657 千円 再調達額 34,230 千円 構造 鉄骨造陸屋根平屋建 土地面積 2,038 m² 所在 伊達市大滝区円山町 340 番地 1

条例等・担当部署 上記と同じ

(伊達市火葬場管理人住宅)

建物面積：52 m² 供用開始：昭和 47 年 10 月 建設額 1,670 千円 再調達額 5,570 千円

構造 PW (相当長期間使用されていない。)



(2) 取得経緯・目的・今後の予定

①伊達市火葬場

施設の建て替えを検討する過程で、室蘭市、壮瞥町とともに広域連合での建設計画が検討されている。現在のところ、稼働開始が平成 31 年とされており、炉のメンテナンスを行いつつ現状で使用することとされている。

②大滝火葬場

継続して年間数件と稼働が少なく、施設も老朽化している。現在の施設が使用不能になった場合の検討が必要であるが、廃止が妥当と考えられる。

(3) 使用状況等

1) 現況

伊達市以外の市民の火葬数も、利用数の中の一定のウェイトを占めている。使用料は、伊達市民 8 千円、市外者 24 千円と、市外者は、市民の 3 倍のレベルに設定されている。(伊達市火葬場条例第 4 条別表)

市外者の使用料については、平成 22 年に、従来市民の 2 倍であったものを、伊達市外の市民使用料よりも、伊達市の市外者使用料の方が安いこともあり、実際にかかるコストの一定率以上は賄える水準に訂正されたものとのことである。次表のように、2 倍から 3 倍への値上げによっても、市外者の割合は減少していない。これは、近隣の葬祭場施設がない自治体の住民が、伊達市の葬祭場を利用すると、伊達市の火葬場に運ばれることが原因とのことである。

あり、平成 25 年度には、他自治体での葬祭場の開業とともに、やや減少しているとのことである。

大滝火葬場	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
市 内①	6	3	9	3	4
市 外		1			1
計	6	4	9	3	5
大滝区死亡者数②	31	23	22	16	24
利用割合 (①/②%)	19.4	13.0	40.9	18.8	16.7

伊達市火葬場	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
市 内①	400	419	436	447	432
市 外③	124	134	154	189	170
計④	524	553	590	636	602
市 外 割 合 (③/④%)	23.7	24.2	26.1	29.7	28.2
伊達地区死亡者数②	417	432	447	468	445
利用割合 (①/②%)	95.9	97.0	97.5	95.5	97.1

2) 維持管理コスト

維持管理コストの推移は次のとおり。

伊達市火葬場	H21	H22	H23	H24
維持管理費①(千円)	25,339	17,786	14,751	13,514
うち委託料(千円)	7,883	8,126	6,622	5,735
うち需用費(千円)	3,421	3,936	4,300	3,822
うち工事・修繕(千円)	13,615	5,190	3,136	3,604
火葬件数②	553	590	636	602
1 件あたり維持管理費④(円)	45,821	30,146	23,193	22,449
使用料収入③(千円)	6,978	7,816	8,577	7,971
③÷①%	27.5	43.9	58.1	59.0
市外者火葬使用料 24,000÷④%	52.4	79.6	103.5	106.9

火葬場にかかる直接経費の利用あたり数値は次表のとおりであり、伊達市火葬場の市外者の負担は、近年のコストを賄える水準であるが、実際にはこのほか施設の減価償却費や総務部署での管理コスト、修繕コストの平準化分を考慮する必要がある。

大滝火葬場	H21	H22	H23	H24
維持管理費①(千円)	359	619	340	379
うち委託料(千円)	287	491	267	298
火葬件数②	4	9	3	5
1 件あたり維持管理費(円)	89,683	68,749	113,477	75,820

大滝火葬場は、件数が少ないので、使用 1 回にあたり、いくらという単価契約を行っている。また、点検は 2 年に 1 度の実施のため、点検を行う年度の委託料が高くなる。

1 件当たりのコストは高くなる。

3) 管理状況

火葬場の業務は、建設当初は市の職員により実施されていたが、職員の退職に伴い、委託業務とされている。

火葬許可の手続きは、市で行う。死亡届を伴う受付は、市民課で、それ以外の受付は、環境衛生課で、大滝区での受付は、大滝支所で行う。

4) 検証手続き 1 (歳出)

①伊達市火葬場維持管理業務委託契約

平成 24 年度の委託料は、5,180 千円であり、4 者による指名競争入札により決定されている。

指名業者の選定は、登録名簿の、大分類 1 業務委託部門、中分類 1 清掃等、小分類 7 施設、機械器具等の維持管理の登録業者から、市内の施設受託の実績がある者及び他自治体で火葬場の運営実績のある業者としている。

入札結果を見ると、予定価格と比べると 7 割程度の相当に低い価格で落札されており、また、2 位との差は僅差ではあることから、競争性はあると判断できる。このうち、2 者は、火葬場の運営実績はない会社であり、他の 2 者と比べると高額で入札されている。

管理の経緯について、市の担当部署へのヒアリングによると、平成 8 年に直営から随意契約による委託とされ、平成 13 年から入札されているが、同じ業者が継続して落札しているとのことである。

(意見) 指名業者を他地域の実績も勘案して増やすなど、競争性を増す工夫は行われているが、入札により契約するのであれば、同種の施設の実績のある指名業者数を増やすなど、より競争性を高める工夫が望まれる。

(意見) 当火葬場については、施設更新方法が決定されていないことから、現在の施設の長寿命化が課題である。また、もともと、施設運営にかかる経費と施設自体の維持管理の修繕費用を併せた経済的な運営が求められる施設であり、PFI 等の運営手法の検討も望まれる。

②大滝火葬場維持管理業務委託

大滝火葬場は、平成 23 年度まで、1 回ごとの単価契約で委託されていたが、平成 24 年度から、年間の維持管理のほか、火葬 1 回ごとの火葬業務を単価契約で委託している。火葬 1 回ごとの契約を見積り合わせにより 26 千円 (消費税抜) の業者に決定し、年間維持管理業務 124 千円 (消費税抜) は、この決定業者に随意契約により委託している。

年度	H23		H24	
	火葬業務	維持管理	維持管理	火葬業務
伊達環境管理(株)見積額	37,800 円	124,000 円	124,000 円	26,000 円
他者見積額	40,000 円	-	-	32,000 円
契約方法	見積合せ	随意契約	随意契約	見積合せ
火葬回数	3		5	
合計委託料	113,400 円		254,000 円	

(意見) 維持管理と単価を併せて見積り合わせを実施することが、より合理的であると思われる。

5) 検証手続き2 (使用状況)

伊達市火葬場につき、平成25年3月分を選出し、委託者からの実績報告書と火葬許可書及びその他内臓等の受付簿等を照合し、申請に基づき火葬され、実績報告されていることを確認した。また、火葬場日誌と照合し、日誌が正しく実績報告書に転記されていることを確認した。

同実績報告書につき、歳入記録(使用料収入原簿)を照合し、条例に即した使用料が徴収あるいは減免(1件)されていることを確認した。

6) 検証手続き3 (使用許可)

伊達市火葬場の平成24年度火葬場使用許可証綴りを閲覧し、異常点がないか確認した。火葬許可書の取り消しされている2件は、火葬場電気系統の故障により、室蘭市火葬場の利用に変更されたためである。

7) 検証手続き4 (維持管理)

伊達市火葬場については、設備のメンテナンスのために、毎年点検を行い、補修の必要か所につき、見積りを徴収し、次年度の予算に組み入れている。

平成23年度の点検報告書入手し、平成24年度の修繕実績と照合した。

使用に応じ、想定外の修繕は発生しているが、年度初めの修繕については、概ね一致していた。

8) 検証手続き (契約)

前記点検業務及び修繕については、条例等に基づき、指名競争入札あるいは見積り合わせが行われているが、いずれも同じ1者が継続して受注している。

	3号炉セ ラミック ファイ バー全面 修繕	炉設備 バーナー 分解修繕	霊台車車 輪交換他	3号炉主 燃焼炉外 板修繕	1号炉セ ラミック ファイ バー全面 修繕	1号炉霊 台車耐火 物修繕	3号炉再 燃焼却炉	2号炉 バーナー コーン	点検業務
入札等実施日	25.2.8	25.2.28	24.12.12	24.7.20	24.6.14	24.6.8	24.5.22	24.4.12	24.10.22
設計金額	296,000	115,000	132,000	150,000	296,000	345,000	1,500,000	100,000	195,000
株小杉築炉	290,000		130,000	150,000	290,000	340,000	1,400,000	100,000	195,000
富士建設工業株	320,000		170,000	190,000	330,000	380,000	1,650,000	130,000	220,000
株早坂商会		110,000							
株新勝工業		135,000							
大和工業株							1,580,000		

(指摘事項) 見積り合わせが原則とはされているが、常時同じ2者に見積り依頼されている。点検業者である1者が見積りにより、設計金額が計算されることもあり、この1者がほぼ設計金額で応札している。また、それ以外の1者は道外業者であり、見積り合わせが形骸化している。

(意見) 伊達市内に対応可能な業者は1者とのことであり、故障時には緊急の対応も必要となる。更新の計画が未定であることから、まめなメンテナンスにより長持ちさせなければならない施設であり、内容を精査のうえ随意契約によることとするか、必要な修繕をまとめて行い、契約金額を大きくして指名業者数を増やすことなどにより、競争性を高めるかの検討が望まれる。

(4) 課題等

1) 有用性

①利用者

- ・特定の者に偏っていないか—施設の性質から、偏らない。

②利用状況

- ・利用状況は低くないか—他市からの利用割合は多い。
- ・当初の施設設置目的に合致しているか—特定目的にしか使用されない

③負担

- ・使用料等の負担水準は妥当か—市民外利用者が市民の3倍に設定されているが、フルコストを賄う水準ではない。

④維持管理

- ・施設の更新計画は妥当か—広域事務組合での更新を検討しているため、伊達市独自の計画はない。大滝火葬場については、利用度が低いこともあり、現在の設備が使用不能になった場合に、更新するか否かの検討が必要な状況である。
- ・維持管理は十分に行われているか—特殊な施設であり、主要部である炉のメンテナンスはまめに行われている。
- ・施設の更新計画は妥当か—広域連合か伊達市独自での更新を検討している。大滝火葬場については、利用度が低いこともあり、現在の設備が使用不能になった場合に、更新するか否かの検討が必要な状況である。

⑤必要性

- ・法令等により必ず市が置くこととされる施設か → 否
- ・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か → 否
- ・伊達市で特に考慮すべき事項はあるか → 広域での整備の可能性

2) 検討 (意見)

(意見) 火葬場は、市が必ず整備することが求められる施設ではないが、市民生活に必要で、公部門が設置することを求められる施設である。広域連合での整備を検討しているが、供用開始年度も明確にはされておらず、現在の施設の使用可能な残存年数と合わせて今後の計画を検討する必要がある。それに当たり、使用頻度が使用可能年数の長短に影響するのであれば、市外の料金を一段と高くするなどして市外利用を抑制するなどの検討も必要と思われる。

(意見) 使用されていない管理人住宅は、取り壊しの予算がつかないためそのまま放置されているとのことであるが、老朽化した家屋が放置されることは、火災や犯罪の誘発などにつながることから、早急な取壊しが望まれる。



X-4-3 有珠生活館

(1) 概要

建物面積:408 m² 供用開始:昭和 37 年 12 月 再調達価額:46,160 千円

取得価格 建物 14,940 千円 土地 国有地

条例等 伊達生活館条例及び施行規則

所在 伊達市向有珠町無番地(国港湾地のため番地がない。)

担当部署 社会福祉課



昭和 30 年代から 40 年代にかけ、3地区にアイヌ系市民の生活向上施設として建設されたが、社会情勢の変化、施設の老朽化から2施設は廃止され、比較的对象市民の多い有珠地区の当施設が残されている。施設運営と、相談員による相談の両方を行う場合、北海道からの補助(4分の3)を受けることができる。当施設の稼働は低いが、補助を受ける条件となっているため、低コストで運営されている。

(2) 使用状況等

1) 現況

施設の使用状況は、次表のように、低稼働である。

	利用件数(件)	うち減免(件)	利用者(人)	使用料減免額(円)
H23	21	20	310	23,430
H24	18	17	270	22490

条例等により、施設の目的に沿った使用は使用料が減免されるため、ほとんどの利用が減免されている。予約がない日は閉鎖されているが、水曜日を相談員の駐在日として開館している。土地は国管理地であり、国に対する土地使用料は減免され、市の負担はない。

2) 維持管理コスト

相談員人件費を除き、極めて低コストで運営されているが、利用度が低いいため、利用当たりのコストは高くなる。

平成 24 年度支出額

	金額(千円)	利用 1 人当たり(円)
賃金手当	2,217	821
需用費	312	116
委託料	245	91
その他	139	51
合計	2,913	1,079

3) 管理状況

直営で、清掃等も相談員が行うなど、使用に支障がない範囲で管理されている。

4) 検証1

平成 24 年度の使用状況実績表と利用申込書及び減免申請を照合した。減免額を確認した。当施設は、暖房料も減免対象となる。

5) 検証2

平成 24 年度の相談員日報を閲覧し、活動内容を確認した。

平成 24 年度の相談件数は、次のとおり。

分類	件数	相談回数						
		1	2	3	4	5	6	不明
健康相談	12	5					1	1
就職相談	4	1		1				
教育相談	21	6	2			1		6
生活相談	10	6	2					
相談業務	2	2						
住宅相談	1	1						
会員宅訪問	32							32
	82	21	8	3	0	5	6	39

平成 25 年2月の活動状況は次のとおり。

平成 25 年 2 月作業内容(稼働日 20 日)作業内容	件数	うち生活館
相談	8	2
修学資金関連事務	12	0
PC ファイル整理、入力	4	0
放課後児童交流	4	4
雪かき	4	4
生活館水回り関連作業	4	4
生活館内清掃	1	1
その他 会員訪問、案内文作成など	8	1
合計	45	16

(指摘事項) 水曜日の当施設勤務日に、放課後児童交流と記載されているが、参加人数や実施内容が記載されていない。勤務の実態を示すべく、実施状況が具体的にわかるような記載が望まれる。

(3) 課題等

1) 有用性

①利用者

・利用者は特定の者に偏っていないかー旧アイヌ系市民を対象としているため、利用者は限定される。

②利用状況

・利用状況は低くないかー低い。

・低い場合、その理由は一対象が限定されているが、対象住民数も減少している。また、アイヌ系市民だけを対象としない福祉政策や施設が整備されてきたことも要因と思われる。

当初の施設設置目的に合致しているか—当初の施設目的に供されているが、アイヌ系市民の生活改善という政策目的自体へのニーズを持つ住民が減少している。

③負担

・使用料等の負担水準は妥当か—利用数自体少ないが、ほとんど減免されている。福祉目的の施設であり、施設の利用者として想定されている市民が利用すると減免される。

④維持管理

・施設の更新計画は妥当か—現在の建物も古いが、使用可能である。利用度は低く、施設の更新計画はない。

・維持管理は十分に行われているか—低コストでの維持管理を行っている。

・運営方法は妥当か—北海道の補助を受ける事業の条件を充たすよう運営されている。

⑤必要性

・法令等により必ず市が置くこととされる施設か → 否

・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か → 否

・伊達市で特に考慮すべき条件はあるか → 該当なし

2) 検討(意見)

利用度の低い施設であるが、相談業務と合わせて道の補助事業として実施されている。政策の対象市民が減少し、相談員の業務自体も、他の施策と重複する福祉政策の事務が含まれるなど、相談事務を含む稼働は低下しており、相談事務自体の有効性が疑問なのであれば、施設の維持も不要と考えられる。一定の対象者がいるため、道の政策も継続しており、伊達市としても継続して実施されている。北海道の補助も公費であり、公費全体の効率性を考えるならば、生活館の維持は不要であるが、現状の枠組みでの継続を前提とすれば、低コストで運用されている。

(意見) 相談員の業務内容をより明確に記載することと、昭和 37 年に建設された今の施設が使用不能な状況になった場合の対策を検討しておくことが望まれる。

X-4-4 放課後児童クラブ

(1) 概要

やまびこ児童クラブ 面積 320 m² 建設価額 52,770 千円 再調達価額 52,770 千円 供用開始:

平成 20 年 12 月

条例等 児童福祉法

担当部署 児童家庭課

放課後児童クラブは、厚労省ホームページによると、児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童(放課後児童)に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る」ために設置されるもので、ガイドラインなども出されるなど、女性の社会進出とともに重要視され、平成 19 年度からの放課後子どもプラン推進事業などを通じ、国庫補助などにより推進されてきた。

伊達市では、校区ごとに学校の施設や旧教職員住宅等を利用し、11 クラブを運営している。

(2) 使用状況等

1) 現況

名称	場所	開設	延べ人数
ほしのこ	旧 NTT 社屋	平成 4 年 6 月	6,053 人
第 2 ほしのこ	旧 NTT 社屋	平成 24 年 4 月	1,921 人
うめのこ	中央区第一自治会館内	平成 5 年 4 月	6,359 人
第 2 うめのこ	旧教職員住宅	平成 20 年 4 月	3,090 人
第 3 うめのこ	旧教職員住宅	平成 20 年 4 月	3,405 人
第 1 やまびこ	やまびこ児童クラブ	平成 3 年 7 月	6,288 人
第 2 やまびこ	やまびこ児童クラブ	平成 21 年 4 月	4,843 人
ながわ	長和小学校内	平成 16 年 4 月	3,722 人
まれふ	旧教職員住宅	平成 17 年 4 月	1,031 人
うす	有珠小学校内	平成 24 年 9 月	471 人
おおたき	基幹集落センター内	平成 19 年 4 月	731 人

2) 維持管理コスト

平成 24 年度の歳入、歳出は次のとおり。(単位:千円)

北海道補助金	負担金	歳入合計	差引一般財源
16,114	15,006	31,120	11,571
人件費	物件費	施設開所費用(うす)	歳出合計
28,095	12,800	1,795	42,691

3) 管理状況

直営で管理されている。

4) 検証手続き1

平成 24 年度日誌を閲覧し、実施記録が記載されていることを確認した。

(意見) おおむね日誌の記載は詳細であるが、記入者によって記載方法はまちまちである。日々の記録は実施事業の内容や児童の状態が具体的に分かるように記載し、管理責任を果たしていることを明確に示す必要がある。
指導員は非常勤嘱託職員及び臨時職員であるが、一定以上の記載ができるよう、指導・監督が望まれる。

5) 検証手続き2

平成 24 年度の入所申請書から 10 件を抽出し、利用条件に適合し、就労証明書が添付されていることを確認した。

入所申請書の理由欄に記載のないものが 1 件見られたが、就労証明書は添付されており、記入漏れと思われる。

また、抽出した 10 件以外の中で、両親の勤務先、就労証明書が添付されていないものが見られた。市の職員であり、就労の確認が不要と判断されたものと思われる。

一般的に、理由欄の記載が漏れているものが散見される。申込書の希望理由として 3 つが記載されており、○をすればいいだけになっているので、受付時に注意して記載を促すことが望まれる。

6) 検証手続き3

平成25年度までの苦情記録を閲覧し、苦情に対して適切に対応されていることを確認した。このうち、指導員が児童に対して不適切な対応をしている事例があり、市はその事例に対応するとともに、利用者にアンケート調査を行った結果、他に不審な事例は見られなかったとのことである。

(意見) 児童クラブは、原則が10歳以下の児童を対象としており、指導員の不適切な行動は把握が困難である。保護者に、指導員以外の異常事態の連絡先を通知しておくなど、通常から、不審情報に市に集まる仕組みの構築を試みることも、また、市の職員などが随時巡回して運営状況を確認することなどが望まれる。

7) 検証手続き4

臨時職員5名及び平成25年2月を抽出し、勤務日報から賃金が正確に計算されていることを確認した。

(3) 課題等

1) 有用性

①利用者

・利用者は特定の者に偏っていないか—小学校区ごとに設けられているが、黄金小学校区には設けられていない。

②利用状況

・利用状況は低くないか—小学校の児童数が少ない校区では、利用者も少ない。
・当初の施設設置目的に合致しているか—合致している。

③負担

・使用料等の負担水準は妥当か—負担金で経費は賄えないが、他市と比べて負担が低いという水準ではない。

④維持管理

・施設の更新計画は妥当か—古い施設を利用しているクラブもある。
・維持管理は十分に行われているか—妥当
・運営方法は妥当か—指導員の監督指導が望まれる。

⑤必要性

・法令等により必ず市が置くこととされる施設か → 否
・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か → 置かれることが多い。
・伊達市で特に考慮すべき事項はあるか → なし

2) 検討(意見)

(意見) 指導員に対する監督・指導を十分に行い、全てのクラブで一定水準を保つことが望まれる。また、異常事態発生時の連絡先などを保護者に通知したり、定期的にアンケート調査する方法により、情報が速やかに市担当部署に届くシステム構築が望まれる。

X-4-5 旭町児童館・地域交流館

(1) 概要

建物面積:404.11 m² 建設価額 78,190 千円 再調達価額 77,430 千円 供用開始:平成 23 年3月
条例等 児童福祉法 伊達市児童館・地域交流館条例及び施行規則

所在 伊達市旭町 52 番地

担当部署 児童家庭課



児童館は児童福祉法第 40 条に規定される児童厚生施設の 1 類型であり、児童(0~18 歳)に健全な遊びを与え、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的として設置される屋内型児童厚生施設とされている。国庫補助の要綱に沿って建設されることが多く、補助要綱に沿った運動施設などを備える。

伊達市では、地域交流施設と併設している。地域交流施設は、旧来の公民館の別称であり、公民館は社会教育法第 20 条第 1 項に定められ、一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする、とされ、交流施設を併設することで、児童を主体としつつ、地域住民全体を対象とした施設となっている。

児童館として、遊戯室、図書室、静養室、貸室としては、多目的ホール、研修室 2、交流室を備え、それぞれ 3 時間 500 円から 1,500 円までと、暖房費 1 時間当たり 100 円を徴収する。

なお、伊達市では、現在保育所を運営している社会福祉法人による民設民営の児童館 1 館が平成 26 年 4 月に開設予定である。

(2) 使用状況等

1) 現況

貸室部分の利用状況の推移は次のとおり。(H23 より現施設)

区分	H20	H21	H22	H23	H24	
児童館利用	7,712	7,009	5,978	6,489	5,908	
貸館	育児サークル	2,313	1,323	1,685	1,646	1,699
	一般	2,075	1,683	930	2,830	3,243
	小計	4,388	3,006	2,615	4,476	4,942
合計	12,100	10,015	8,593	10,965	10,850	

平成 24 年度の貸室部分使用状況は次のとおり。

(単位：人・回)

分類	全体	うち大人	うち子供	回数	うち減免	半額減免
自治会	620	580	40	49	0	49
子育てサークル	1,699	801	898	133	133	0
児童育成関係	1,634	389	1,245	55	55	0
福祉関係団体	938	938	0	27	0	27
その他	51	51	0	9	0	0
合計	4,942	2,759	2,183	273	188	76

児童館の児童利用数は、延べ 5,908 人、うち留守家庭は 2,565 人となっている。

2) 維持管理コスト

人件費を除く維持管理費の推移は次のとおりで、少額であるが、館長・児童厚生員のほか、必要な職員を置く、とされている。

(単位：円)

節・細節	H22 決算	H23 決算	H24 決算
旅費	26,220	37,920	27,680
需用費	495,209	398,774	426,160
役務費	103,677	73,583	299,105
委託料	685,945	761,108	990,887
負担金、補助及び交付金	0	0	0
合計	1,311,051	1,271,385	1,743,832

3) 管理状況

直営で管理されている。

4) 検証手続き1

平成 24 年5月の 23 件を抽出し、利用承認書、申請書、減免決定書、申請書を利用記録と照合し、利用料が条例に沿って計算され、減免が規定に沿って行われていることを確認した。

5) 検証手続き2

児童館日誌を閲覧し、使用状況及び管理状況を確認した。

(指摘事項) 平成 25 年3月分を抽出し、利用者数集計表と児童館日誌を照合したところ、一部不一致であったり、児童館日誌が紛失されているものがあつた。

(意見) その日の記事とされた項目の記載状況は、放課後児童クラブと比べると簡潔である。現在までに、児童館での大きな事故などは発生していないが、児童館の性質を考えると、日々の記録は実施事業の内容や児童の状態が具体的に分かるように記載し、管理責任を果たしていることを明確に示す必要がある。

(3) 課題等

1) 有用性

①利用者

・利用者は特定の者に偏っていないか—周辺地域のための施設であるが、児童館は現在1館であり、近隣にない地区との間での不公平は生じている。平成 26 年度には、民設民営でもう1施設が建設される。

②利用状況

- ・利用状況は低くないか—非常に高いとも言い難いが、低いという状況ではない。
- ・当初の施設設置目的に合致しているか—合致している。

③負担

- ・使用料等の負担水準は妥当か—減免がなかったとしても使用料で経費は賄われていないが、他の同種の市施設と比べて負担が著しく低いという水準ではない。

④維持管理

- ・施設の更新計画は妥当か—施設は新しいため該当なし
- ・維持管理は十分に行われているか—妥当
- ・運営方法は妥当か—必要な人の配置を行っている。

⑤必要性

- ・法令等により必ず市が置くこととされる施設か → 否
- ・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か → 置かれることが多い
- ・伊達市で特に考慮すべき事項はあるか → なし

2) 検討(意見)

(意見) 児童館の運営状態がわかるようなより詳細な記録を作成し、保管することが望まれる。

X-4-6 伊達市養護老人ホーム(潮香園)

(1)概要

建物面積:3,158.58 m² 供用開始:平成 20 年9月 構造 鉄筋
取得価格 772,790 千円 再調達価額:695,500 千円 定員:80 名
条例等 老人福祉法、伊達市養護老人ホーム条例及び施行規則
所在 伊達市有珠町 36 番地 1
担当部署 高齢福祉課



養護老人ホームは、老人福祉法第5条の3の施設のうち、主に環境上及び経済的な理由で居宅においての生活が困難な65歳以上の自立者を入所させ、養護する施設であり、伊達市では従来から市で設置しており、開所当初の地域に平成 20 年に新築され、平成 18 年から指定管理者により運営されている。

自治体により運営されることを義務付けられる施設ではないことなどから、他の自治体では、民間に譲渡されつつある。市から入手した平成 21 年度当初の北海道内同種施設一覧によると、57 施設のうち、28 が公設、そのうち 20 が直営とされているが、平成 25 年時点では、公設は 19、直営は 12 とそれぞれ減少している。

伊達市担当部署でも、指定管理者制度の導入時に、譲渡の可能性も検討したが、合併特例債の利用ができなくなること、また、当施設は、遠隔地に独立して建設されていることから、複数の施設を持つ社会福祉法人により運営しても、経営効率を上げることは困難という事情などから、公設とされている。

当初は公募により指定管理者を選定し、平成 25 年度からの 5 年間は、非公募により従来の社会福祉法人を指定管理者としている。当法人は、当施設の運営のために設立され、他の施設は運営していない。

(2) 使用状況等

1) 現況

平成 24 年度事業報告によると、措置人数(入所者数)は、定員 80 名に対し、76.8 名(96%)であり、伊達市からの入所は 80%台、80 歳以上比率が 70%とされている。入所者の高齢化に伴い、介護保険の対象者が増加している。

2) 維持管理コスト

指定管理料は、実費精算型ではないが、指定管理者の指定管理期間に増加した積立金を考慮して次回の指定管理料を計算するため、実績を反映する制度にはなっている。

このタイプの施設は、本来は措置費の範囲内で運営されるべきものであるが、毎年指定管理料として 33,000 千円程度を支出している。

直営時の運営費が 73,000 千円程度、これに比べると年次で 40,000 千円が改善されているとのことである。

また、公設としていることで、「民間施設給与等改善費」の加算が受けられないことから、その部分は指定管理費とする合理性はある。これは、各種手当と、勤続年数に応じ、3%～16%が加算される制度で、平成 24 年度の人件費に対応する収入が 90,254 千円であるので、仮に 10%程度加算されるとして、9百万円程度はこの部分の補助と考えられる。

事業報告の運営管理収支を見ると、次表のように、人件費、施設管理費の措置費に対する支出額が多くなっている。年度ごとの収支差額はゼロであるが、人件費積立金への積立、取崩しで調整しているため、この数年は、実質的には収支が不足している。

(指摘事項) 近年人件費積立の取崩しで支出超過を補っていることは、過去の委託料は内部に留保されていたことを意味する。委託料は、上限を決めた精算型にする施設も見られるが、当施設は、人件費積立金の水準を次の委託料に反映させることにより、精算型に近い形になっているが、透明性の点では好ましくない処理である。

むしろ、精算型にすることが望まれる。

(意見) 職員の退職金について、一部は内部積立になっている。年度毎の必要額は、その年に発生した経費であるので、全額を外部積立にするか、年度毎の増加額を引き当てなければ、年度収支の額が正確に表されない。

事業報告上の人件費率は 61%、同種施設平均は 55%程度であるが、当園では、給食も委託によらないことから、現状は非常に高い、という水準ではないと思われる。

施設管理費は収入に比べ、支出の水準が高くなっている。

(単位:千円)

項目		H22	H23	H24	H24	H23	H24
		金額:千円			収支比率%	対 H22	比率%
収入	人件費	89,322	89,804	90,254	78.1	100.5	101.0
	施設管理費	7,195	7,045	12,446	61.2	97.9	173.0
	生活費	52,126	52,593	53,383	102.1	100.9	102.4
	委託料☆	34,000	33,000	33,000	-	97.1	97.1
	収入総計	182,644	182,443	189,084	100.0	99.9	103.5
支出	人件費	112,285	112,212	115,520	-	99.9	102.9
	施設管理費	14,846	15,812	20,335	-	106.5	137.0
	生活費	54,522	53,457	52,269	-	98.0	95.9
	一般管理費	990	960	960	-	97.0	97.0
	支出総計	182,644	182,443	189,084	-	99.9	103.5
人件費積立-取崩		△ 3,061	△ 2,067	△ 2,874	-	-	-

☆委託料収入:市の支出する指定管理者に対する委託料である。

3) 管理状況

施設の維持管理、入居者満足など、市の担当者も確認しているが、満足度は高いとのことである。

4) 検証手続き1

平成 24 年度指定管理者選定手続きファイルを閲覧し、非公募とする理由が説明されていること、規程改正手続きが行われていること、指定管理料の水準が妥当であるか検討されていることを確認した。

また、指定管理者の応募が外部者を交え、適正に審査されていることを確認した。

平成 25 年度からの指定管理料は、それ以前よりも高くなっているが、その要因は、消費税率が 5%から8-10%へと上昇する予測であることと、定期昇給による人件費の増加である。

(意見) 一般的に、公的機関と同様の昇給規定となっている社会福祉法人が多く、その見直しが急務とされている。伊達市でも社会福祉法人に対し、将来を見た給与体系の再構築の検討を指示することが望まれる。

5) 検証手続き2

平成 24 年度の家族からの希望・要望・質問シートを閲覧し、重要なクレームがないこと、要望等の対応が妥当であることを確認した。

(意見) 家族からの希望・要望・質問の記載事項を見ると、家族等との情報交換記録に近いものもある。情報交換記録であれば、タイトルを改めることが望まれる。また、担当者を通さずに送られる苦情について、対応を検討するシステムの構築が望まれる。たとえば市に直接クレームが寄せられた場合の対応記録なども様式を整えておくことが望まれる。また、職員2名以上で対応することを原則としているようであるが、職員名も印刷されているだけなので、内容を確認しているかどうか不明確である。内容を確認のうえ、サインあるいは押印することが望まれる。

6) 検証手続き3

直近の生活懇談会議事録を閲覧した。質問コーナーによると、共用スペースの使用方法に問題のある入所者がいるようである。

(意見) 事業報告にも記載されているが、高齢化に伴い、介護認定を受ける入所者が増加している。本来自立者を対象とした施設であり、稼働率や、介護施設入所が困難という問題はあるにしても、施設替えの検討を行うことが望まれる。

また、問題行動が止まない入所者については、退所後の行き先がないことも理解できるものの、対処または施設替えの検討が望まれる。

(3) 課題等

1) 有用性

①利用者

・利用者は特定の者に偏っていないか—法令に規定された65歳以上の、自立した生活が困難な者に限定されるが、入所機会は平等である。

②利用状況

・利用状況は低くないか—常時待機者がおり、入替わり以外は100%
・当初の施設設置目的に合致しているか—法令に定められた以外の事業は行えない。

③負担

・使用料等の負担水準は妥当か—法令に定められた使用料を利用者から市が徴収する。

④維持管理

・施設の更新計画は妥当か—前施設を同じ地域で平成20年に建替えている。
・維持管理は十分に行われているか—指定管理者の事業に対し、毎年評価されている。
・運営方法は妥当か—指定管理への移行により、運営費は軽減されている。

⑤必要性

・法令等により必ず市が置くこととされる施設か → 否
・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か → 否
・伊達市で特に考慮すべき事項はあるか → なし

2) 検討(意見)

(意見) 当施設は、市が必ず置くべき施設ではなく、他の自治体でも譲渡や廃止により民営化が進められている。伊達市では、昭和40年に開設した当施設につき、平成20年に同じ地域に更新建替えし、建替え前の平成18年から、当施設の運営のために設立された社会福祉法人が指定管理者として運営している。

当時の記録を見ると、合併特例債が使用できるため、公設により建て替えられている。それだけでなく、民間への移譲は、地理的に独立しているため、規模の利益が発生しにくいこともあり、困難とのことである。さまざまな検討のうえ、同じ地域での建て替えが決定されたものであると思われるが、諸条件から、同規模の施設と比べ、運営費はやや割高な施設になっている。このような中で、指定管理者に対する委託料を試算しているが、昇給分が上乘せになっている。

単純に年齢とともに昇給するシステムを見直す社会福祉法人が増加していることもあり、給与体系の見直しを検討することが望まれる。

X-4-7 農村婦人の家

(1) 概要

面積 361 m² 建設価額 32,000 千円 再調達価額 49,280 千円 供用開始:昭和 54 年 12 月

条例等 伊達市農村婦人の家条例及び施行規則

所在 伊達市中稀府町 114 番地6

担当部署 農務課

農漁村婦人の福祉の増進と教養及び文化の向上を図り、あわせて地域の憩いの場とすることを目的とした施設である。

もともとは農村の環境整備事業であったと思われるが、現在は、農村婦人に限らず、地元の諸活動に使われている。

加工実習室(調理室)、健康管理室、研修室3室、小会議室兼談話室を備え、それぞれ3時間 500 円から 1,000 円までと、暖房費 200 円を徴収する。

(2) 使用状況等

1) 現況

使用料収入は小額であるが、農業団体や自治会などが使用する場合には減免されることも要因である。平成 24 年度の利用は 135 件であり、収入が計上されている利用は 58 件である。6 室を備えていることを考えると、年間稼働は少ない。

(単位:円)

農村婦人の家	記号	H20	H21	H22	H23	H24
使用料収入 A	A	71,300	77,300	84,050	69,700	82,900
運営経費 B	B	395,052	335,112	338,364	320,736	358,333
A/B	A/B	18.0%	23.1%	24.8%	21.7%	23.1%

2) 維持管理コスト

清掃などは利用者が行うこともあり、前表のように、年間 30~40 万円と少額である。

3) 管理状況

直営で管理されている。

4) 検証手続き1

平成 25 年3月分を抽出し、使用状況一覧表の月合計と収入源簿が一致していることを確認した。また、10 件の利用につき、申請書、減免申請書と照合した。

(3) 課題等

1) 有用性

①利用者

・利用者は特定の者に偏っていないか—本来農村婦人の利用を前提として建設されたが、市民でなくとも、誰でも利用できる。

②利用状況

・利用状況は低くないか—低い
・当初の施設設置目的に合致しているか—地元集会場としても利用されている。

③負担

・ 使用料等の負担水準は妥当か—減免がなかったとしても使用料で経費は賄われていないが、他の同種の市施設と比べて負担が著しく低いという水準ではない。

④維持管理

- ・ 施設の更新計画は妥当か—該当なし
- ・ 維持管理は十分に行われているか—妥当
- ・ 運営方法は妥当か—低コストで運営されている。

⑤必要性

- ・ 法令等により必ず市が置くこととされる施設か → 否
- ・ 通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か → 否
- ・ 伊達市で特に考慮すべき事項はあるか → 農業環境施設の転用である。

2) 検討

古い施設であり、農村婦人の福利という当初の目的が時代の変化とともにニーズが低くなってきたことから、目的を拡大して使用しているが、本来目的と公的目的については使用料を減免している。それでも、現況では利用は低水準である。

このため、設備更新は不要と思われるが、施設が老朽化しており、いつまで使うのか、それを誰がいつ決めるのか、が課題であると思われる。

X-4-8 弄月館

(1)概要

建物面積:925 m² 建設価額 224,120 千円 再調達価額 297,350 千円 供用開始:昭和 59 年8月
条例等 伊達市多目的研修集会施設条例及び施行規則
所在 伊達市弄月町 164 番地9
担当部署 農務課

農業研修及び保健休養のための施設として設置されている。

浴場使用料が 420 円(大人)、研修室4室と調理実習室を備えているが、研修室のうち3室は、実質的に入浴の休憩場として開放されている。

(2)使用状況等

1) 現況

入浴施設として利用されており、研修、調理実習室の利用は年間 27 回であり、実質 2 室としても高いとは言えないが、使用料収入は運営費を上回っている。

年度	記号	H20	H21	H22	H23	H24
使用料収入(千円)	A	18,011	17,013	17,013	16,490	15,073
運営経費(千円)	B	10,807	17,315	17,315	9,202	12,948
収入カバー率	A/B	166.7%	98.3%	98.3%	179.2%	116.4%

2) 維持管理コスト

維持管理費のうち、多額な委託は清掃費 2,784 千円であり、光熱費、修繕費等が支出される。修繕費の多寡により、その年の運営経費が変動する。

3) 管理状況

直営で管理されている。

4) 検証手続き1

委託費のうち、百万円を超えるものは、清掃業務委託だけであるが、指名競争入札により契約している。過去4年間の入札記録を閲覧したところ、次のように、入札金額の差は僅かであるが、継続して同じ会社が落札している。

また、平成 21、22 年度は、2回目の入札でも比較価格を下回らず、2回目、3回目の最低落札者と随意契約により契約している。このため、平成 23 年度からは、比較価格を引き上げ、これにより落札されている。

(単位:千円)

年度	H21・1回	H21・2回	H22・1回	H22・2回	H23	H24
比較価格	2,288		2,288		2,400	2,622
A	2,510	辞退	2,480	2,360	2,350	2,620
伊達環境サービス	2,376	最低落札	2,370	2,350	2,320	2,600
B	2,510	辞退	2,630	辞退	2,630	2,700
C	2,500	辞退	2,500	辞退	2,480	2,685
D	2,520	辞退	2,590	辞退	2,590	2,698
E	2,400	辞退	2,540	辞退	2,560	2,640

5) 検証手続き 2

平成 24 年 12 月分を抽出し、月次調定額 1,393,240 円につき、日次の収入済の押印があること、日次合計額が月次調定額と一致することを確認した。

12 月 30 日を抽出し、弄月館日誌と回数券使用人数日計表、使用料日計表、レジペーパー、収納日額が一致していることを確認した。

(3) 課題等

1) 有用性

①利用者

- ・利用者は特定の者に偏っていないか—誰でも利用できる。

②利用状況

- ・利用状況は低くないか—高い
- ・当初の施設設置目的に合致しているか—温浴施設として利用されている。

③負担

- ・使用料等の負担水準は妥当か—運営費は賄えている。減価償却費まで入れると回収できているか疑問であるが、施設利用料は一般銭湯と同等の水準である。

④維持管理

- ・施設の更新計画は妥当か—更新の計画は行われていない。
- ・維持管理は十分に行われているか—妥当。
- ・運営方法は妥当か—直営で運営されている。

⑤必要性

- ・法令等により必ず市が置くこととされる施設か → 否

- ・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か → 否
- ・伊達市で特に考慮すべき事項はあるか → 農業環境施設として設置された。

2) 検討 (意見)

(意見) 多目的研修施設として建設されたが、現状は民間の温浴施設との相違点は見出しにくい施設である。運営費は使用料を下回っているが、市が運営する必要性は薄い施設である。本来、民間への売却も検討が望まれるが、公的資金で建設されている。

本来目的での利用促進が望まれる。

X-4-9 伊達市堆肥センター

(1) 概要

建物面積:8,765 m² 建設価額 341,430 千円 再調達価額 334,570 千円

供用開始:平成 16 年3月

条例等 伊達市堆肥センター条例及び施行規則

所在 伊達市喜門別町 45 番地3

担当部署 農務課

家畜ふん、生ごみ及び水産雑物等の有機資源(以下「有機資源」という。)の再利用を促進し、畜産環境等の改善を図るとともに、良質な堆肥の供給による地力の増強や有機農業の推進により、農家経営の安定を図ることを目的として設置された。

大滝区にも同種の施設があるが、処理方式が異なり、処理可能量も当施設が大きい。

処理能力、計画数量及び処理受け入れの手数料は次のとおりで、計画数量は、処理能力の 74.4%であるが、副資材として有償で購入し、投入するバーク 4,000 m³を加えると、処理能力に対して、高い稼働で処理している状況である。

種類	処理能力(t)	計画数量(t)	処理手数料(円/10kg)
牛糞	5,884	5,295	4
鶏糞	1,616	1,454	10
ブロイラー糞	7,013	6,312	15
生ごみ	2,500	2,250	50
水産系雑物	2,000	1,800	10
バーク	3,990	(4,000 m ³)	
豚糞			10
合計	23,003	17,111	-

処理により生成する堆肥は、10 キロあたり 10 円で販売されている。

(2) 使用状況等

1) 現況

年度	記号	H20	H21	H22	H23	H24
使用料収入(千円)	A	22,728	26,328	21,539	24,065	24,543
運営経費(千円)	B	60,985	66,140	68,917	74,166	73,309
収入カバー率	A/B	37.3%	39.8%	31.3%	32.4%	33.5%
堆肥販売収入(千円)		4,698	5,261	4,894	4,968	6,375
処理受入収入(千円)		18,030	21,067	16,645	19,097	18,168

2) 維持管理コスト

維持管理費のうち、多額であるのはプラント運営委託 52,815 千円である。その他、運搬、使用料徴収などの委託がある。

このほか牛糞を一定量確保するために、牛糞処理料の減免、運搬費やトンあたり 1,000 円の助成を行っている。平成 23 年度の総額は 1,385 千円である。

3) 管理状況

プラント導入は、設計・施工・性能保証の一括発注によっている。運営委託は、同社に随意契約により契約している。

夏は特に、「毛穴にまで浸込んでとれないような」強烈な臭気を発生させているとのこと以外は、高稼働で処理されている。

4) 検証手続き1

(株)ばんけいリサイクルセンターとの維持管理委託契約書、随意契約理由書、委託料内訳書を閲覧した。

年間委託料 50,300 千円(消費税課税前)の内訳は次のようなものである。

(単位:千円)

副資材費	燃料・潤滑油	人件費	機械維持費	車両費	袋詰費	委託雑費	合計
5,600	10,331	23,390	2,694	2,142	535	5,608	50,300

副資材はバーク(植物繊維) 4,000 m³であり、堆肥化のために投入されていると思われる。

(意見) 伊達市大滝区では、木質ペレットを製造しているが、ペレット製作の仕掛木材チップなどの利用が可能ではないか、検討が望まれる。

機械維持費 2,693 千円の内訳は、年間更新回数が 0.14~0.5 回の機械がほとんどであり、1 回のもものは、分級機 30 万円、トラックスケール 28 万円、2 回のもものは破袋装置 10 万円×2で、年間 78 万円である。更新確率をかけて年額を算定している。長期の維持管理を前提とした算定と思われる。

また、車両費のうち、180 万円は、ショベルカーのバケット(ショベル部分)×2であり、これも摩耗が激しい部分の交換頻度を見込んだ見積りと思われる。

これらについては、年度毎の実績対比は困難である。

(意見) もともと、施設設置時に、維持管理の委託も、施設設置業者に限定されることを想定し、後年度の維持管理も含めた入札も検討するべきであった。随意契約で毎年の契約か、複数年度にわたる契約かについて、検討することが望まれる。

委託雑費は、内訳は示されていない。そこまでの小計 44,692 千円に対し、約 12.6%であり、定率経費と思われる。

(意見) 雑費については、その額の妥当性は、ある程度の説明がなければ判断が困難であり、本経費率xx%などの記載が望まれる。

(指摘事項) 小額ではあるが、例えば袋詰経費の中の袋代 315 千円は、消費税込みの金額と思われる。消費税は、見積合計額に対して5%が賦課されているので、二重に賦課した見積額となる。

いる。

(意見) 次回見積りにあたっては、消費税計算前の金額が消費税抜で作成することを要請する必要がある。

5) 検証手続き2

平成24年4月分を抽出し、有機資源処理手数料収入3,517,205円につき、収入源簿と、搬入数量集計表、氏名別明細書、納付済通知書を照合したところ、一致していた。

また、搬入数量集計表の日時数量と日々の作業日報を照合したところ、一致していた。

4月の氏名別明細書に記載された処理持ち込みのある14件から3件を抽出し、搬入時の計量書と照合したところ、一致していた。

6) 検証手続き3

平成24年4月分を抽出し、堆肥使用料収入(売却収入)の収入源簿と、出荷一覧表を照合したところ、不一致であったが、不一致額は、減免分であることを確認した。

(3) 課題等

1) 有用性

① 利用者

・利用者は特定の者に偏っていないか—手数料を支払えば、利用に制限はないが、畜産農家、漁業者が主要な利用者である。また、生成された堆肥も、誰でも購入できる。

② 利用状況

- ・利用状況は低くないか—高い
- ・当初の施設設置目的に合致しているか—特定目的にしか使用できない施設である。

③ 負担

・使用料等の負担水準は妥当か—収入は運営費の3分の1程度であるが、使用料等が低いわけではない。

④ 維持管理

・施設の更新計画は妥当か—処理施設自体は、平成16年に設置されたもので、腐食も進み設備更新も検討する必要があるとともに、処理能力の上限に近付いており、処理方法が妥当かも含め、施設の更新計画の策定が望まれる。

・維持管理は十分に行われているか—妥当。

・運営方法は妥当か—委託により維持管理されている。

⑤ 必要性

・法令等により必ず市が置くこととされる施設か → 否

・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か → 周辺市町でも置かれている。

・伊達市で特に考慮すべき事項はあるか → 畜産業は市の重要な産業の一つである。

2) 検討(意見)

(意見) 当施設は、畜産農家の排出する糞のリサイクル施設であり、周辺市町でも一般的に設置されている。当施設の処理量は、現在のところ上限に近いと考えられる。伊達市では、大滝区にも同種の施設があるが、こちらの稼働率は高いとは言えない。しかし、大滝区まで家畜糞を運搬することも、合理的ではない。

維持管理委託契約を随意契約で行う理由によれば、当施設は、特殊な処理方法を採用しているため、設備設置者以外に適切な委託先がないとのことである。

隣接する壮瞥町の施設の稼働、畜産業の趨勢、処理方法の妥当性の検討などを考慮に入れつつ、設備の更新も含めて、運営方法の検討が望まれる。

X-4-10 市民農園

(1) 概要

面積 25,909.16 m² (農地) 施設 トイレ・物置他 供用開始:平成 16 年4月

条例等 伊達市市民農園条例及び施行規則

所在 伊達市東関内町 132 番地

担当部署 農務課



農業センターとして使用していた農地などを区画し、市民が農園として使用できるようにした。条例上の目的は、農業従事者以外の市民が、農園作業を通じて自然に親しみ、農業への理解を深めることにより、農業の振興と地域の活性化を図るとされているが、市民の健康促進、引きこもり防止も副次的な目的としている。

(2) 使用状況等

1) 現況

50 m²を1区画とし、100 区画を年度単位で貸し出している。2区画まで借りることができる。1区画の使用料は5千円。納付により使用可能となる。

希望者が多い場合抽選により、その年度の利用者が決定される。

2) 維持管理コスト

他に委託できる者がいない、という理由で随意契約によりシルバー人材センターに委託している。

直接経費のほとんどはその委託費であり、使用料収入でのカバー率の推移は次のとおり。

年度	記号	H20	H21	H22	H23	H24
使用料収入(千円)	A	365	480	530	505	530
運営経費(千円)	B	1,665	1,959	1,818	1,826	1,845
収入カバー率	A/B	21.9%	24.5%	29.1%	27.7%	28.7%

このように、使用料は徴収しているが、運営費がカバーされるような運営方法はとっていない。

条例によると、利用者は農場を利用する権利だけを持つため、利用期間である5月から 10 月の開始以前に農場の整備を行うほか、最低限の維持管理でも足りる。伊達市では、それ以外に、栽培講習会(年2回以上)を開催し、利用期間中は指導者が毎日6時間常駐することとしている。これにより農場は良好な状態に保たれているが、運営コストは高水準になる。

(単位:円)

項目	人件費・交通費	時間	トラクター借り上げ	事務手数料	小計	雑費他	合計
整備	75,320	49 時間	105,000	5,796	186,116	-	
維持管理	1,136,780	1,356 時間	-	83,529	1,220,309	-	-
合計	1,212,100	1,405 時間	105,000	89,325	1,406,425	404,825	1,811,250

3) 管理状況

前記のように、良好に管理されているが、区画内は使用者が管理することを原則とするため、あまり手を入れない利用者の区画もある。これについても、受託業者が他の区画の迷惑にならないような手当は行う。

4) 検証手続き1

平成24年度委託契約に関する資料を閲覧し、随意契約理由書、見積書が添付され、随意契約の妥当性、委託料が妥当であるか、につき検討されていることを確認した。

5) 検証手続き2

平成24年度の申込時の資料を閲覧し、抽選が適正に行われていることを確認した。

なお、申込者の推移は次のとおりである。

年度	H21	H22	H23	H24
募集区画数	100	106	106	106
申込み区画数	96	104	101	106

6) 検証手続き3

平成24年度の当選者につき、使用料がもれなく支払われていることを確認した。また、開始前に辞退した当選者の区画についても、空白にならないよう手続きされていることを確認した。

(3) 課題等

1) 有用性

①利用者

・利用者は特定の者に偏っていないか—市民であればだれでも利用できる。(抽選の場合は、当選した市民。)

②利用状況

・利用状況は低くないか—応募は募集を上回っている。ただし、利用者があまり来園しない区画もあり、その区画については、利用度が低い状況にある。

・施設設置目的に合致しているか — 手作業で植物を育てる家庭菜園と専業農家の運営は、生物を育てて収穫する、という点では一致しているものの、その手法は大きく異なり、農業振興という目的はやや疑問であるが、その他の目的については一致している。

③負担

・使用料等の負担水準は妥当か—使用料は、条例に5千円と定められているが、指導を兼ねた管理を行っているため、使用料に対して管理費は割高になっている。区画当たりの使用料はもう少し高くしても、利用者の得る効用をそれほど損なわないようにも思われる。また、使用期間中の管理者の毎日の常駐が必要か、についても、検討の余地があるようにも思われる。

④維持管理

・施設の更新計画は妥当か—該当なし

- ・維持管理は十分に行われているか—良好
- ・運営方法は妥当か—事業実施は委託による直営である。

⑤必要性

- ・法令等により必ず市が置くこととされる施設か → 否
- ・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か → 否
- ・伊達市で特に考慮すべき事項はあるか → 農業は主要産業である。

2) 検討 (意見)

(意見) 農業従事者以外の市民に対し、自然に親しみ、農業に理解をもってもらうことで、農業振興を図る施設とされている。しかし、隣接する農場と比較すると明確であるが、自然と親しむ効用はあるとしても、農機を使い、大規模に展開される伊達市の専業農家と家庭菜園的な小規模農園は性格が異なり、農業の振興という当初目的に対しての効果は疑問であるが、引きこもり防止や健康増進という目的も持つ。

区画の使用料に対し、管理者が常駐し、十分な対応を行っていることから、利用が促進されていると思われるが、管理にかかる歳出1区画あたり 18 千円に対し、徴収する使用料年額5千円の水準は低い。管理の歳出の大部分は、管理者の人件費である。これは、単価が高いというものではなく、市が十分な管理に必要な日数と考えると常駐にすることによるものであるが、毎日ではなく、曜日などによる管理でも、さほど利便性は減少しないようにも思われ、また、利用者の状況を見ると、たとえば倍程度に上げたとしても、利用はさほど減少しないように思われる。これらによる管理コストの減少額、利用料の増加額も多額なものではないが、抽選により、利用できない市民がいること、また、利用する市民の数が100名までと市民数と圧倒的に少数であることを考えると、公平性の点からは、利用者アンケートなどを実施したうえで、管理レベルの低減、使用料の増額、あるいは農園區画の増加などの検討が望まれる。

また、当選しつつ、ほとんど来園しない市民に対しては、次回の応募を受け付けないなど、年度の途中でも使用を取り消すなどの対応が望まれる。伊達市市民農園条例第7条第7号に、「市民農園の管理運営上支障があると認められるとき」には、「使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる」とされており、申込み受付時等に、例えば正当な理由がなく、2か月以上来園しない場合や、使用区画の半分以上を菜園に供さない場合などの条件を付し、その場合には、「その年度の使用を取り消すことがあります。その場合、翌年度の応募は受け付けません。」などの記載を行ったうえで、使用取り消しの手続きを定めることが望まれる。

X-4-11 公共牧野

(1)概要

面積約 180ha 施設 柵、体重計、管理人休憩所など 供用開始:昭和 45 年4月

対象 乳用牛、肉用牛、馬 収容限度 400 頭

条例等 伊達公共牧野条例及び施行規則

所在 (伊達市東関内公共育成牧場)伊達市東関内町 471 番地2外

(伊達市中島地区牧場)伊達市大滝区円山町 455 番地外

畜産振興の確立を図り、農業経営の安定に寄与することを目的として設置された。

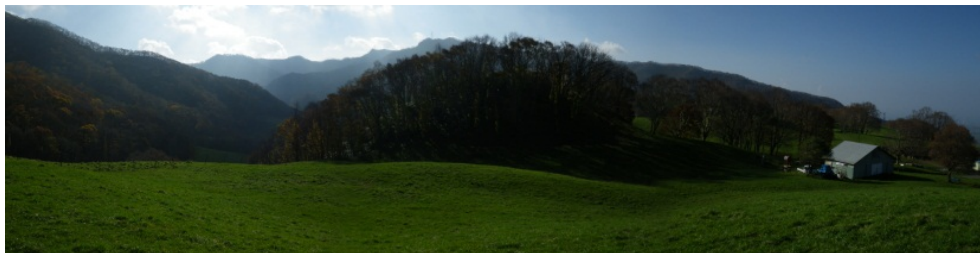
平成 24 年度に開催された牧野衛生検討会によると、足腰が強く、連産に耐える健康な牛を育成し、省力化や飼養コストの低減に寄与する、とされている。

畜産農家から、屋外で飼育可能な春一秋期に、生育中の牛を中心に預かり、飼育する施設である。放牧され、監視員は置かれ、健康状態などを確認するが、夜間は無人となり、牛小屋なども設置されない。

なお、大滝区の中島公共育成牧場施設は、利用者が減少したことなどから、平成 24 年から休止され、東関内公共育成牧場で受け入れられている。(対象は雌のみ。)

1頭当たり使用料は1日 220 円、受け入れ期間は毎年5月1日から10月31日まで。

平成 24 年度牧野衛生検討会資料によると、近隣の状況は、次のとおりである。(合計等不一致であり、内容はアンケート等により記載された概算値であると思われる。)



年度	面積①	牧区	専従	臨時	計②	乳牛	肉牛	馬	計③	①÷③	③÷②	放牧期間
町	ha	個	管理人人数			頭						
壮瞥町1	54	4	1	1	2	0	44	0	44	1.23	22.0	6/4-10/29
壮瞥町2	57	5	1	1	2	0	0	9	9	6.33	4.5	6/4-10/29
白老町	321	2	3	0	3	0	142	0	142	2.26	47.3	5/9-11/29
厚真町1	60	3	0	2	2	0	19	0	19	3.16	9.5	5/30-11/2
厚真町2	18	2	0	5	5	0	31	0	31	0.58	6.2	5/30-11/4
伊達市	180	11	4	0	4	152	22	0	174	1.03	43.5	5/23-10/26
登別市	45	8	1	0	1	45	2	4	51	0.88	51.0	5/30-11/12
苫小牧市1	94	7	1	0	1	15	115	98	228	0.41	228.0	5/17-11/14
苫小牧市2	93	4	1	0	1	0	100	0	100	0.93	100.0	5/18-9/21
安平町	111	12	1	1	2	153	95	4	252	0.44	126.0	5/21-10/28
むかわ町1	20	3	0	1	1	0	70	0	70	0.29	70.0	5/15-11/14
むかわ町2	56	3	0	1	1	0	87	10	97	0.58	97.0	5/12-11/9
洞爺湖町	41	6	1	0	1	0	110	0	110	0.37	110.0	5/28-10/31
合計	1,150	70	14	12	26	365	837	125	1,327	0.87	51.0	

(2) 使用状況等

1) 現況

東関内公共育成牧場

年度	記号	H20	H21	H22	H23	H24
使用料収入(千円)	A	0	4,856	6,495	6,192	5,718
運営経費(千円)	B	4,800	12,026	12,400	14,341	10,045
差引	A-B	△ 4,800	△ 7,169	△ 5,905	△ 8,149	△ 4,327
収入カバー率	A/B	0.0%	40.4%	52.4%	43.2%	56.9%
受け入れ頭数				152	144	174

中島公共育成牧場 休止

(平成 24 年度より前の年度は、中島公共育成牧場の収支が含まれている。)

2) 維持管理コスト

随意契約により伊達市農業協同組合に委託している。継続して管理にあたっているが、平成 18 年度から 20 年度までは指定管理者として運営していた。前表で平成 20 年度では使用料収入が計上されていないのはそのためである。当時の指定管理協定の水準では、運営の維持が困難である(指定管理者の持ち出しになる)ということから、委託契約に移行している。

平成 24 年度委託費見積り内訳 (単位:千円)

労務費	肥料費	借地料	修理費	燃料費	管理費	その他	合計
5,052	1,000	1,160	700	200	607	1,042	9,761

3)管理状況

放牧牛の体重などは定期的に計量され、健康状況も点検される。牧野の点検なども行われる。

4)検証手続き1

平成24年度委託契約に関する資料を閲覧し、随意契約理由書、見積書が添付され、随意契約の妥当性、委託料が妥当であるか、につき検討されていることを確認した。

見積内訳に、借地料 1,160 千円が含まれている。10a あたり1円で借り受けているが、借受日数により、単価を計算しているものと思われる。

所有者	m ²	10a 単価	金額
A	24,000.0	4,000	96,000
B	392,091.6	2,700	1,058,647
合計	416,091.6	6,700	1,154,647

冒頭の他の牧野と比較すると、農場の収容余力の点でも、管理人の点でも、比較的余力があると思われる。

使用料については、規模が伊達市よりも大きい白老町では100円、苫小牧市では、12か月未満が30円、12か月以上が90円と、伊達市よりも安い水準である。

5)検証手続き2

平成 24 年7月分を抽出し、牧場使用記録と納付書、収入原簿を照合したところ、一致していた。

6)検証手続き3

平成 24 年度の月次収入額と、牧場使用記録の日数月次合計×220 円が一致していることを確認した。

7)検証手続き4

平成 25 年度の放牧終了日に、当施設を見学したところ、牛は全て引き上げられており、施設も体重計を取り外すなど、使用の終了に対応していた。

☆なお、当施設の管理施設は、牧野の中でも、高い位置にあり、洞爺湖が遠方に臨めるほか、紅葉が美しく、日本に在ることを忘れる風景であり、観光資源としても貴重であると思われる。ただし、牛の放牧中は、口蹄疫などの恐れがあるため、一般観光客の出入りは難しいと思われる。

(3)課題等

1)有用性

①利用者

・利用者は特定の者に偏っていないか—畜産業者に限定される。

②利用状況

・利用状況は低くないか—収容力 400 頭に比べると、実績は 150 頭前後、大滝分受け入れの平成 24 年度も 174 頭と高くはない。

・当初の施設設置目的に合致しているか— 一致している。

③負担

・使用料等の負担水準は妥当か—使用料は、条例に1日 220 円と定められている。管理費の半額程度が使用料で賄われている。

④維持管理

- ・施設の更新計画は妥当か—該当なし
- ・維持管理は十分に行われているか—良好
- ・運営方法は妥当か—事業実施は伊達市農業協同組合への委託による直営である。

⑤必要性

- ・法令等により必ず市が置くこととされる施設か → 否
- ・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か → 否
- ・伊達市で特に考慮すべき事項はあるか → 農業は振興を図る主要産業である。

2) 検討(意見)

伊達市統計書によると、畜産農家の世帯数、飼育数ともに減少している。

項目	伊達地域			大滝地域			合計		
	H12	H17	H22	H12	H17	H22	H12	H17	H22
農家数	87	75	61	25	19	14	112	94	75
乳用牛	41	31	27	12	11	9	53	42	36
肉用牛	46	44	34	13	8	5	59	52	39
飼育数	3,730	3,444	3,433	808	653	523	4,538	4,097	3,956
乳用牛	2,419	2,218	1,970	553	514	407	2,972	2,732	2,377
肉用牛	1,311	1,226	1,463	255	139	116	1,566	1,365	1,579

このため、大滝地域の放牧場を閉鎖し、伊達地域の放牧場に統一している。

周辺市町でも同様の施設を設置しており、伊達市の使用料は、他市に比べると高めに設定されているが、使用料で賄われるのは、維持費の約半分程度である。

(意見) 産業振興施設であり、市内の畜産農家を受入対象とするが、条例によると、余力があれば他市の牛馬も受け入れ可能とされている。一方、使用料には、市民とそれ以外の差を設けていない。有料施設でも、使用料で運営費が賄われることの少ない公の施設では、市民の利用に比べて、他市からの利用は高い使用料を設定することが多い。周辺市町よりも伊達市の使用料水準は高いのであるが、施設には余力があることもあり、他市の牛馬の受け入れに備え、使用料が同額でいいのかの検討が望まれる。

また、当放牧場を利用した畜産への新規参入を図る施策なども、検討が望まれる。

X-4-12 木質ペレットプラント

(1) 概要

敷地面積 3,016.02 m² 建築面積 833.6 m² 事業費 338,804 千円 財源：3分の2 国庫補助
平成 20 年 9 月 竣工

生産能力 8 t/日 250 日稼働で 2,000 t/年

所在地：伊達市大滝区上野町 24 番地 1

担当部署 水産林務課



旧大滝村では、林地の残材等をペレットボイラー等の燃料とする地域循環型システムのバイオマス事業として、平成17年にペレット製造機を導入し、合併後は農業施設や公共施設での実証試験を実施していたところ、平成20年の洞爺湖サミット(環境サミット)の開催を契機に、環境省の「環境と経済の好循環のまちモデル事業」の認定を受けて建設された。

製造されたペレットの販売単価は、灯油の単価を基準に2kgあたり送料を含んで80円とし、普及のために、農業用のハウス暖房の利用に関する補助、市民や市内事業者の暖房器具購入補助制度を設け、市の施設でも利用を広げている。

伊達市の70%は森林であり、森林の項に記載したように、安価な輸入材に押され日本の森林は十分に管理されなくなっており、間伐材を石油代替エネルギーとして使用することは、森林を守り育てることにつながる。このため、ペレットの製造は間伐材の範囲で行われる必要があるが、少なくとも建設されたプラントの製造能力までは需要を高め、長期間持続可能な循環型システムの構築を目指している。

工場の運営は、胆振西部森林組合に委託して実施している。

(2) 使用状況等

1) 現況

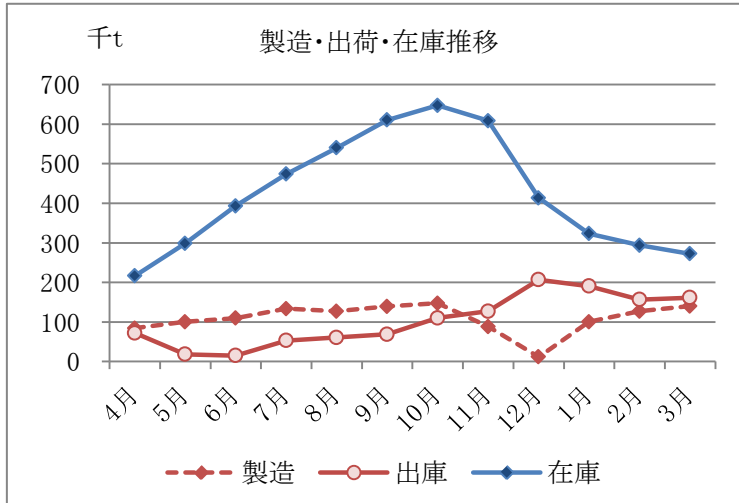
製造能力に対し、製造及び出荷の実績は次のとおりであり製造能力年間2,000tに対し、半分以下の低い水準で推移してきたが、平成24年度から民間施設での利用が伸びている。

区分	(単位：t)	H20	H21	H22	H23	H24
木質ペレット年間生産量		699	551	701	845	1,402
木質ペレットプラント乾燥用燃料使用量		68	46	50	55	92
木質ペレット年間出荷量		480	529	613	750	1,242
内訳	公共施設	69	183	210	307	299
	一般(事業所含む)	127	125	186	240	757
	農業用	284	221	217	203	186
差引在庫		151	127	165	205	273

また、1年のうちでは、需要の少ない夏場に在庫をため、冬場は配送にも人手を割いているとのことである。なお、平成24年度の推移は次のとおりであるが、11～1月はラインの故障のために製造が少なかったものである。

(単位：千t)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
製造	84	101	110	134	127	140	147	88	12	101	127	140
出庫	72	19	15	53	61	69	110	127	207	191	157	162
在庫	217	299	394	474	540	611	648	609	414	324	294	273



2) 維持管理コスト

維持管理コストのうち、多額を占めるのは委託料であり、原材料である木材の調達コストを含んでいる。単純にキロ当たり歳出額を算出すると、平成23年度で45.7円、24年度で35.6円となり、売価40円を下回ってきたが、施設の投資額の回収(減価償却費)を含まない数値であり、製造原価を回収する水準ではない。40円という価格は、市場価格に比べ安いわけではない、とのことであり、伊達市プラントの生産効率には課題があるように思われる。また、この売価も、販売目的の市内業者に対しては30円など、40円を基準としつつも、それよりも安価に設定され、収支はマイナスで推移している。

(単位：千円)

区分	H21	H22	H23	H24	H25(予)	
木質ペレット(販売)歳入額	13,816	15,323	16,472	31,493	30,253	
木質ペレットプラント歳出額	38,226	35,898	38,643	46,586	52,987	
内訳	需用費	17,466	14,136	16,225	22,031	25,045
	役務費	445	1,068	1,462	1,761	1,615
	委託料	20,315	20,694	20,957	22,794	25,327
	うち製造業務委託	20,013	20,370	20,632	22,470	25,002
収支	(24,410)	(20,575)	(22,171)	(15,093)	(22,734)	

3) 管理状況

ペレット製造ラインの機械は、外国製であるため、故障時に部品取り寄せに時間がかかることがあり、その間ラインが停止することもある。

運営は受託社である胆振西部森林組合が行い、工場と機械のメンテナンスは伊達市が行うので、どの部品をどの程度備蓄するのか、などについて、連携して決めなければ効率的な運営は難しい。

また、工場が長期間運営不可能となった場合には、運営者、設置者のうち、どちらの責任が明確にならない場合も考えられる。休止期間中のコスト負担をどうするのか等についても不明確である。

4) 検証手続き 1 (契約)

① 随意契約

委託は、随意契約により契約されている。随意契約による理由は次の三点を挙げている。

理由 1 森林整備の推進に伴い排出される間伐材等の未利用原木材を利用して木質ペレットを製造することから、原木材の調達を容易かつ安定的に実施する必要がある、胆振西部森林組合は、プラントから非常に近い地域で森林整備を実施している。

理由 2 平成 20 年度から 23 年度まで、委託業務を確実に実施している。

理由 3 指名業者名簿の中で、他にこの条件を満たすものがない。

(指摘事項) 当プラント建設決定から今までの流れや現況を見ると、胆振西部森林組合以外に運営委託先が考えにくいことは容易に想像できるが、それでも、「理由 1」については、組合から原材料が供給されることと、ペレット工場を運営することは分離して考えることは可能であると思われ、むしろ一体化することでコストの構造が分かりにくくなっていることから、随意契約の理由としては不適當であると考えられる。

② 契約内容

契約書は、仕様書に基づき、プラントの製造業務を委託するというもので、業務の内容は記載されているが、製造量等は記載されていない。

この場合、製造は市の指示に従って実施することが原則と思われるが、市からは今年度の製造量について出荷状況を確認して口頭により指示しており、胆振西部森林組合は、材料の調達から製造まで、自らの裁量で実施してきたが、平成 25 年度からは、年間製造量目安は仕様書に記載している、とのことである。

また、平成 24 年度の委託料の内訳は次のようなものである。

内容	数量	単位	単価	金額(千円)
原木	1,066	t	7,165 円	7,638
人件費	4	名	20~45 万/月	11,480
小計				19,118
委託雑費 12%				2,294
計				21,412

また、製造工程は次のようなものである。

- ・ 工場外部設置移動破碎機で粗破碎→備蓄
- ・ 工場ライン投入 1次破碎→乾燥→粉碎→ペレット粒成形→冷却→選別→貯留→袋詰め

(指摘事項) 現在の方法では、間伐材の投入に対する歩留りの管理が実施不可能である。

原木の加工用受入れにつき、現在は委託料に含まれ、受入れ処理が行われていない。

(意見) 原材料受入れ時での、納品書の受領と検収記録が必要である。

粗破碎後のライン投入は通し番号を付した製造指図書により行い、指図書上で歩留まりも管理することが望まれる。また、日次で指図書の何番から何番までが製造された、などにつ

き、毎日の運転日誌である「運転記録」に記載することが望まれる。

③出荷手続き

プラントからの配送も、委託業務に含まれる。注文に基づき、複写式の納品書とともにペレットを運送する。伊達市では、この納品書控えから売上（使用料）を集計し、月次の合計使用料を算出し、口座振替手続きに回付する。

5) 検証手続き 2（製造）

平成 25 年 3 月分を抽出し、ペレット在庫管理表の毎日の製造数量、出庫数量、在庫数量が運転記録と一致していることを確認した。

6) 検証手続き 3（出荷）

①出庫数量との照合

平成 25 年 3 月分を抽出し、ペレット在庫管理表の毎日の出庫数量が、配送内訳と一致していることを確認した。

（指摘事項） 3 月 4 日の出庫量が、在庫管理表と配送内訳で 200kg 不一致であった。出荷されたものの、納品書等の紛失などにより、使用料収入の計上が行われていなかったもので、在庫不一致の調査により、25 年 4 月の使用料収入に計上されたとのことである。

なお、この計上漏れは、市に報告されていなかったとのことであり、市担当部署では、不一致などの異常項目については、今後必ず市に報告するよう注意した、とのことである。

（意見） 回収した納品書の合計数量と、運転日誌の毎日の出荷数量を照合することにより、納品書が漏れなく回収されたことを確認することが望まれる。

②納品書との照合

平成 25 年 3 月分を抽出し、納品書控えと 3 月分の売上額を照合し、売上が納品に基づき計上されていることを確認したところ、納品書に記載された金額が誤っているものがあつた。

これは、配送係が掛け算を誤って記載していたとのことであり、(1,000 kg × 30 円 = 10,000 円) 市では納品書の単価と合計額を確認の上、請求処理しているとのことである。

（意見） 納品書は、売上数量を確定する基礎資料であり、記入誤りを修正するにあたっては、納品書の数字も修正し、修正者の印を押すなどの手続きが望まれる。

また、このような誤りは時々発生しているとのことであり、委託事務がきちんと実施されているとも言い難い。納品書の記入方法に対する注意喚起が望まれる。

（3）課題等

1) 有用性

①利用者

- ・特定の者に偏っていないか—ペレット利用者及び間伐材の利用のための施設である。

②利用状況

- ・利用状況は低くないか—稼働率は上がりつつある。
- ・当初の施設設置目的に合致しているか—特定目的にしか使用されない。

③負担

- ・使用料等の負担水準は妥当か—製品の売却収入と運営費の収支はマイナスであり、フルコストを賄う水準ではない。

④維持管理

- ・施設の更新計画は妥当か—平成 20 年に建設されたプラントであり、施設更新は計画されていないが、ペレットの需要を喚起しており、公共施設でも使用していることから、更新は当然に行われる必要がある。現状では、施設投資を賄う水準で生産効率があげられておらず、補助又は市費により建設されることとなる。
- ・維持管理は十分に行われているか—産業施設であり、定期的に点検される。
- ・運営方法は妥当か—委託によって運営しているが、製造効率を求める契約にはなっていない。

⑤必要性

- ・法令等により必ず市が置くこととされる施設か → 否
- ・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か → 否
- ・伊達市で特に考慮すべき事項はあるか → 伊達市の 70%は森林であり、そのうち大滝区では 90%が森林であり、林業も重要な産業である。間伐材を使った自然エネルギーの利用が、平成 20 年の洞爺湖サミット(環境サミット)を契機に補助事業となった。

2) 検討 (意見)

(意見) 伊達市が森林比率の高さを活かし、従来から行ってきた地域循環型自然エネルギーの利用は、「里山資本主義」がベストセラーになるなど、原子力発電所の事故以来、注目されてきている。伊達市の木質ペレットプラントは、国庫補助を受けて建設され、需要についても、ペレットストーブ設置に市補助を実施するなど、各種施策の成果が上がるにつれ、製造量も増加している。

しかし、最終的にどの程度のエネルギー循環を目指すのかが明確ではなく、現在では市外の需要者に対しても、ペレットを供給している。

また、現在の製造コストの水準では、投資まで回収できる状態にないため、次回の施設更新には、公費の投入が必要である。持続可能な地域循環を目指すのであれば、製造コストを下げるか、価格を上げる必要がある。製造効率の把握が可能な製造管理や契約方法の改善が望まれる。

X-4-13 フィッシャリーナ(プレジャーボート用係留施設)

(1)概要

係留船舶数 海上 32 隻、陸上 28 隻

供用開始:平成 19 年4月 事業費 134,249 千円

条例等 伊達漁港フィッシャリーナ条例及び施行規則

所在 伊達市西浜町3番地先

担当部署 水産林務課



漁港や港湾、河川に違法駐留されるプレジャーボートの対策は、全国的にも課題とされている。伊達市では、平成18年度に港湾施設として建設された。海上係留施設、埋め立て地の陸上保管部分、利用者駐車場(各1台)、共用部分、管理施設などで構成される。なお、陸上保管の船舶を海におけるためのスロープは北海道の施設である。

取得費のほとんどは、国及び道の補助であるが、公費により建設された施設である。

(単位:千円)

項目	H17	H18	合計	比率%
事業費	63,053	71,196	134,249	100
一般財源	53	96	917	0.68

プレジャーボートを係留する施設であり、漁業関連の施設ではないが、漁港内の施設であることもあり、水産林務課が管理を担当している。

利用許可は1年単位で更新されるが、その都度抽選等によるわけではなく、従来利用者が優先される。

(2)使用状況等

1) 現況

海上係留施設 32 に対し、継続して 32 が利用されているが、供用開始からの継続利用がほとんどのことである。

陸上保管施設 28 は、常時空きがあるとのことであり、平成 25 年7月の時点では、空きは7であった。

2) 維持管理コスト

平成 24 年度の維持管理費の内訳は次のとおりであり、主要な支出は管理業務委託費、光熱費、修繕費などである。修繕の要否により、年度の支出が増減する。

委託料	光熱水費	修繕費	合計
1,007 千円	431 千円	453 千円	1,891 千円

各年度の利用料収入と維持管理支出の推移は次のとおりである。

(単位:千円)

項目	H21	H22	H23	H24
使用料収入	3,003	2,821	2,052	2,869
北海道からの受託収入	875	870	917	850
収入合計	3,878	3,691	2,969	3,719
維持管理支出	1,371	1,923	1,860	1,891
収支差額	2,507	1,768	1,109	1,828

平成 23 年度は、修理のため利用できない期間があったため、使用料収入が低くなっている。

3) 管理状況

使用許可手続き、年度使用料の徴収は、市担当部署で行い、日常の現場管理は NPO 法人に随意契約により委託している。

4) 検証手続き1

平成 23 年度の利用者名簿と、平成 24 年度の申込書を照合した。平成 24 年度の申込書との相違部分について、前年度申込書と比較した。船舶の記録が異なる利用者は1であり、新規の船舶の情報により利用料金が計算されていた。また、前記のように、継続利用されており、前年との入れ替わりは1であった。

平成 23 年度の申込みにつき、保管施設配置表と照合したところ、一致していた。

平成 24 年度の係留、陸上のそれぞれの利用者から5ずつを抽出し、利用料の計算が条例等に沿って計算されていることを確認した。

なお、年度の利用料を事前に一括して徴収し、納付されなければ利用できないため、未収入金は発生しない。

(指摘事項) 申込み時に、係留する船舶の情報を徴収し、申請書の記録と照合しているが、船舶情報が徴収されていないものがある。来年度の更新時まで徐々に揃えていくつもりとのことであるが、同一人が継続して利用されているため、前年どおりで申請された場合には、更新されているものと思われる。利用者が同じでも、フィッシャリーナを利用する船舶が変わる場合もあり、更新時にはもれなく添付されることが望まれる。

5) 検証手続き2

管理日報(業務日誌)を閲覧し、11 月分を抽出して月次利用隻数と照合した。

6) 検証手続き3

委託契約書、委託時の決裁書類を閲覧し、委託契約が条例等に沿って実施されていることを確認した。

委託先は、NPO 法人伊達マリンクラブであるが、委託料はフィッシャリーナの駐在員の人件費であり、時間単価は1,161 円として、管理対象日の時間を積算し、年額 881 千円を算出している。臨時職員を雇ったことと業務の効果は類似している。

NPO 法人は、この業務委託のために設立されたとのことであり、当委託業務を実施可能である者が他にいない、として別途承認手続きを経て契約している。

年度ごとに更新契約されており、継続して管理に不都合は生じていない。

(意見) 契約にあたり、NPO 法人の総会書類等を入手し、法人格が形式的になっていないか、委託業務を実施する財政基盤はあるのか等、委託先として適当な法人であるか、確認を行うことが望まれる。

(3) 課題等

1) 有用性

①利用者

- ・利用者は特定の者に偏っていないか—利用者は、船舶を保有する市民に限定されるが、中でも当施設利用者は設置当初から異動が少なく、固定化している。

②利用状況

- ・利用状況は低くないか—海面部分については、常時待機者がおり、入れ替わり時の短期間以外は 100%である。陸上部分は、空きがあるものの、稼働率が非常に低いとは言えない。
- ・当初の施設設置目的に合致しているか—プレジャーボート係留施設として使用されている。

③負担

- ・使用料等の負担水準は妥当か—維持費は賄っているが、施設の投資は回収できる水準ではない。民間と競合する施設であり、埋め立てコストまで計算すると、多額の投資をしており、利用料金は民間並み以上にすべきであろう。ただし、伊達市に競合の施設はないとのことであり、また、資本投資まで回収できるような利用料を計算すると、あまりに高くなり、漁業施設等への違法係留を防ぐ、という当施設の目的を達しない。

④維持管理

- ・施設の更新計画は妥当か—建設されたばかりの施設である。ごみ処理や上下水道のように、市民生活のために継続したサービス提供が必要な施設ではないため、計画当初から更新時の代替施設等まで考慮した設計にはなっていない。
- ・維持管理は十分に行われているか—委託業者の業務に関し、特にクレーム等はない。
- ・運営方法は妥当か—委託可能な業者は現在の業者に限定される。職員等による運営は困難であり、妥当と思われる。

⑤必要性

- ・法令等により必ず市が置くこととされる施設か → 否
- ・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か → 否
- ・伊達市で特に考慮すべき事項はあるか → なし

2) 検討

(意見) プレジャーボートの河川や港湾施設への違法係留は、各地で対策が求められており、このための施設も設置されている。

伊達市でも、埋立事業により係留施設を設置しており、運営費は使用料収入で賄われているものの、当初の投資額を回収できるレベルにはない。利用者は固定化されており、見方によれば、公費で特定の船舶保有者のために施設を建設したとも取れなくもない。

新しい利用希望者にも対応できるよう、年度ごとに利用募集し、応募が設備能力を上回った場合には利用を抽選にするなど、利用が既得権にならないような工夫が望まれる。

X-4-14 伊達市観光物産館

(1) 概要

供用開始:平成 24 年3月 建物価額 224,520 千円 面積 993 m²

条例等 伊達市観光物産館条例及び施行規則

所在 伊達市松ヶ枝町 34 番地1

担当部署 商工観光課

道の駅として地元を中心とする物産販売、観光案内などを行う施設である。

条例による設置目的は、伊達市の観光情報等の提供並びに地場産品等の展示及び販売を行うことにより、本市の観光を振興し、地場産業の活性化を図る、とされている。

(2) 使用状況等

外郭団体の項 82 ページに記載したように、外郭団体である株式会社伊達観光物産公社を指定管理者として運営されており、利用者(売上)は予測を上回っている。

これを受けて、平成 25 年度には増築されている。

(3) 課題等

1) 有用性

①利用者

・利用者は特定の者に偏っていないか—利用者は旅行者や他市の市民も含み、広範囲である。

②利用状況

・利用状況は低くないか—予測以上に売上が計上されている。

③負担

・使用料等の負担水準は妥当か—物産を出品する者からは、手数料として売上の25%を徴収するとされている。

④維持管理

・施設の更新計画は妥当か—建設されたばかりの施設であるが、物品販売が予測を上回るなどから、増築されている。

・維持管理は十分に行われているか—指定管理者の業務に関し、大きなクレーム等はない。

・運営方法は妥当か—外郭団体の項に記載のとおり。

⑤必要性

・法令等により必ず市が置くこととされる施設か → 否

・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か → 否

・伊達市で特に考慮すべき事項はあるか → 物産館で販売される農産品は、伊達市の重要産業である。

2) 検討(意見)

(意見) 外郭団体の項に記載したように、一般企業と異なり、店舗運営費等は負担せず、委託料から外郭団体の利益が発生している。

市費を投じて運営される施設であるが、産業振興施設であることから、運営者、出品者のインセンティブを持たせることも重要であり、今後もそのバランスが崩れないよう、運営状況の変化に留意することが望まれる。

また、民間に類似する事業を行っていることから、店舗の作業に従事する外郭団体職員については接客や食品管理などの適切な研修が必要であるとともに、利用者からの苦情等は、市でも把握し、指定管理者が適切に対応しているか、確認する必要がある。

X-4-15 コミュニティセンター

(1) 概要

伊達市では、4施設を置いている。

共済データによる4施設の概要は次のとおり。

地域	接地年度	面積 m ²	建設価額 万円	再調達価額 万円	自治会世帯数
東	H9	799	24,972	23,973	2,827
有珠	H11	699	23,121	23,121	651
黄金	H16	633	16,872	16,539	508
長和	H19	704	18,883	17,385	805
合計		2,835	83,848	81,018	4,791

それぞれに多目的ホール、研修室・会議室・談話室、和室、調理実習室、卓球台などの運動用具、図書コーナーなども備えられている。

建設年度も、経緯もそれぞれの施設により異なるが、役割は地域コミュニティ活動の核となるべき施設であり、条例の施設設置目的は、地域住民自らの生活文化及び教養の向上、福祉の増進並びにコミュニティ活動の助長を図るとしている。

利用者団体を指定管理者として、委託料を支払っている。



(2) 使用状況等

1) 現況

利用者は逡減傾向にある。市の支払う委託費と併せて推移を示す。

(単位：円、人)

件数	地域	開始年度の翌年度	H20	H21	H22	H23	H24
	東	H10	1,579	1,934	1,916	1,983	1,969
有珠	H12	592	370	366	384	357	331
黄金	H17	455	368	375	375	323	363
長和	H19	402	368	375	375	829	515

人数	地域	開始年度の翌年度	H20	H21	H22	H23	H24	
	東	H10	33,935	34,838	35,387	38,049	35,927	34,730
	有珠	H12	7,956	8,489	9,594	8,989	9,506	8,398
	黄金	H17	10,033	8,489	9,594	8,989	15,953	15,831
	長和	H19	10,570	7,856	7,311	7,918	8,191	7,437
委託料	地域	開始年度の翌年度	H20	H21	H22	H23	H24	
	東	H10	5,017,707	4,200,000	4,290,000	4,337,450	4,042,000	4,066,000
	有珠	H12	5,787,279	5,720,000	5,820,000	5,850,000	5,337,000	4,236,639
	黄金	H17	5,586,000	5,740,000	5,550,000	5,400,000	4,907,000	3,772,932
	長和	H19	4,490,000	4,520,000	3,520,000	3,570,000	3,440,000	3,371,057
利用1人当り	地域	開始年度の翌年度	H20	H21	H22	H23	H24	
	東	H10	147.9	120.6	121.2	114.0	112.5	117.1
	有珠	H12	727.4	673.8	606.6	650.8	561.4	504.5
	黄金	H17	556.8	676.2	578.5	600.7	307.6	238.3
	長和	H19	424.8	575.4	481.5	450.9	420.0	453.3

注) 平成23年度から黄金の利用者が急増している要因は、個人利用の増加である。また、長和は、平成22、23年度はロビー利用もデータを取っているが、これは除いて表示している。

施設設置当初から、地域により利用度合いが異なる施設である。

施設の規模や内容は大きく変わらないが、対象地域の世帯数には差があることが利用にも反映されている。

2) 管理状況

施設は、利用者等により維持管理されている。管理人の駐在時間を限定するなどの方法により、委託費は逡減している。

(3) 課題等

1) 有用性

①利用者

・利用者は特定の者に偏っていないか—誰でも利用できる施設ではあるが、もともと地域活動の核となる施設であり、地域自治会員等による利用が想定されている。

②利用状況

・利用状況は低くないか—低いものも見られる。

③負担

・使用料等の負担水準は妥当か—もともと使用料収入で運営費が賄われる予定の施設ではないが、他の施設に比べ利用料が低いということもない。

④維持管理

・施設の更新計画は妥当か—当面なし。

・維持管理は十分に行われているか—きれいに使われている。

・運営方法は妥当か—利用者が指定管理者となり管理されている。

⑤必要性

- ・法令等により必ず市が置くこととされる施設か → 否
- ・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か → 置かれている。
- ・伊達市で特に考慮する必要がある条件はあるか → 人口密集地区以外のコミュニティ活動の核となる施設であり、対象世帯数が少ないことから、利用度が低くなることも想定して建設された施設といえる。

2) 検討 (意見)

(意見) 世帯数が少ない地域のコミュニティセンターでは、施設の利用度が低くなっている。自主的な地域活動の他に、福祉などの目的を付加することについても検討が望まれる。

5 大滝の施設

X-5-1 大滝ケーブルテレビ(公の施設)

(1) 概要

取得価額 45,308 千円 (共済データ) 154.35 ㎡

条例等 大滝ケーブルテレビ条例及び施行規則

(大滝ケーブルテレビ放送番組審議会規則)

所在 伊達市大滝区本町2番地1

担当部署 地域振興課



ケーブルテレビ事業は、テレビのデジタル化への対応や、難視聴区域の解消事業などの目的で、各地で実施されている。地元企業を含む株式会社等で運営される例もあるが、旧大滝村では、直営による運営を行ってきた。

事業の背景と、実施事業、加入提供サービスを一覧にすると次のようになる。

事業実施目的	実施事業	加入類型			
		A加入	B加入	C加入	D加入
テレビの難視聴区域の解消	一般放送	○	○	○	○
	BS放送(民放)	×	○	×	○
	BS放送(NHK)	×	○	×	○
デジタルデバイドの解消	インターネット	×	×	×	○
災害緊急時連絡体制強化	緊急告知放送	×	○	○	○
行政情報の伝達	自主放送	○	○	○	○
-	FMラジオ放送	○	○	○	○
-	CATV電話	×	○	○	○

加入対象・事業所	○	○	×	○
加入対象・一般	×	○	○	○
月額利用料（5台までの金額 単位：円）	300	1,000	500	3,500
加入者数（H24年度合計）	109	2,794	282	2,701

※A 加入：事業所加入者（大滝区の事業所等）のみ加入できる。

B 及び D 加入：一般加入者（大滝区に居住又は住宅を所有する者）及び事業所加入者が加入できる。

C 加入：市・道民税非課税者で、かつ満 65 歳以上の高齢者世帯である者をいう。
（事業所加入不可）

旧大滝村は、8 億程度の初期投資を行っているが、後日交付税措置される過疎債や地域活性化事業債により、事業費のほとんどが賄われたため、村の負担額は当初投資事業費の 8 % でスタートしている。

項目	初期投資（千円）					財源（千円）			
	局舎	施設	設計業務	端末設置	合計	補助金	事業債	自己負担	合計
H14	47,214	614,145	22,050		683,409	227,512	448,100	7,797	683,409
H15				127,050	127,050	10,000	60,000	57,050	127,050
合計	47,214	614,145	22,050	127,050	810,459	237,512	508,100	64,847	810,459
比率%	5.8	75.8	2.7	15.7	100.0	29.3	62.7	8.0	100.0

（2）使用状況等

1）現況

加入者数は、近年漸減している。なお、室数の多い大型宿泊施設や福祉施設などは、加入者件数としては 1 でカウントされているが、実際のテレビ利用台数は多いため、利用料金も高い。

（単位：千円）

項目	H19	H20	H21	H22	H23	H24
一般	5,765	5,696	5,602	5,588	5,462	5,417
事業所	554	532	493	482	466	469
合計	6,319	6,228	6,095	6,070	5,928	5,886
比率%	100.0	98.6	101.7	101.3	98.9	98.2

2）維持管理コスト

継続して運営費超過である。事業費の多寡は、修繕や工事費の有無により異なるが、平成 24 年度の状況は次のようなものである。

（単位：千円）

項目	歳入	歳出			差額
		委託費	その他	合計	
金額	12,983	33,046	8,808	41,855	28,877

平成 24 年度は、設備更新（備品購入費等）支出が少額であった。

委託費の内訳は次のとおり。

項目	金額(千円)
番組制作及び局舎管理業務	18,501
ケーブルテレビ施設保守点検業務	13,009
その他	1,536
合計	33,046

(四捨五入のため、端数の計算が一致していない。)

これらの契約は、他に委託できる業者がないことから、随意契約によっている。

ケーブルテレビは、テレビ放送及びインターネットを生活に必要なインフラと捉え、それらを提供するものであり、加えて災害時の対応を行うが、これらは自治体の役割と考えられる。伊達地区との公平性を考えても、インターネット接続使用料の水準も、コストには合わないものの、加入料が非常に安い、という水準でもない。

この点、自主放送は、伊達地区では行われていないものであり、市報「広報だて」は大滝区でも配布されるため、必須のものとは言えない。

しかし、自主放送をすることにより、国からの交付税措置が行われ、その金額は年額で約20百万円とのことである。自主放送を行うことで、市から見た実質収支差額が縮小することになる。

(意見) 自主放送は、次項に記載しているように、局舎管理とともに委託により実施されている。自主放送は、大滝区に関して制作されているが、自主放送を行う方法と、その内容について、伊達市担当部署でも検討されているが、伊達地区の情報を含め、市の広報担当により市役所から発信するものを増やすことも考えられる。伊達市役所全体の広報と捉え、さまざまな方向からの検討が望まれる。

3) 管理状況

維持管理は、委託による。

当初の投資は、国庫補助等を利用して、村の負担は極めて少額で実施されてきたが、運営収支は継続して多額の赤字を計上しており、再投資が可能な状況ではない。また、合併により、ケーブルテレビ放送のない伊達地区との公平性も課題であり、事業を順次縮小しつつ実施せざるを得ない状況である。これらの運営に係る事項は、各種団体や事業所等の委員による番組審議会に諮られる。

自主放送を維持するにしても、放送内容については、常時反応を見つつ、検討することが望まれる。

自主制作番組は、大滝区だけのものではなく、市の共通の財産であるので、市のホームページなどを通じての公開や、図書館やカルチャーセンターでの閲覧、学校教育に利用する、などについての利用も検討が望まれる。

また、過去に作成した番組は、市民ロビーや道の駅等で一部番組を放映したり、他団体に貸出もしているが、多くは利用されていないことから、個人情報に考慮しながらこれについても出来る限り閲覧などが可能な状態にすることが望ましい。

(監査手続き)

・平成24年度の利用申込書を開覧し、抽出により、申込みに基づき、視聴開始手続きが行わ

れていることを確認した。

- ・委託契約書を閲覧し、契約に基づき業務が提供されていることを確認した。

(意見) 自主放送及びそれに用いられたキャラクターなどの著作権につき、市に帰属する旨を契約書に記載することが望まれる。

また、自主放送の内容、製作した番組のリストなども含めた実施報告を行うことが望まれる。

- ・ケーブルテレビ放送庁舎を訪問し、資産の使用状況を確認した。

(意見) 過去の放送のテープが棚いっぱいには並べられているが、在庫表は作成されていない。自主制作放送には、友好都市からの派遣職員による英会話の番組など、他でも利用可能なものもある。在庫表を作成のうえ、市の資産として活用できるものはないか、について検討することが望まれる。

(3) 課題等

1) 有用性

①利用者

・利用者は特定の者に偏っていないか—大滝区のみを対象とした事業であり、伊達地区は対象外であるため、市全体から見ると偏っている。

②利用状況

・利用状況は低くないか—大滝区では、テレビを視聴するためにはケーブルテレビに加入する必要があるため、利用状況は高い。

③負担

・使用料等の負担水準は妥当か—運営費は加入料で賄われていないが、他の地区と比べ非常に高いという水準ではない。事業の性格から、運営コストは高くなる。

④維持管理

・施設の更新計画は妥当か—供給水準を検討しつつ計画されつつある。

・維持管理は十分に行われているか—委託により、各種サービスは滞りなく実施されている。

・運営方法は妥当か—他自治体では、民間企業主導で運営されているところもあるが、今からの移行は困難。

⑤必要性

・法令等により必ず市が置くこととされる施設か → 否

・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か → 難視聴地域では、テレビのデジタル化に備えてケーブルテレビが整備される必要があるとされ、自治体は、自ら事業を実施しない場合にも、民間が行うケーブルテレビ事業への出資など、何らかの形で、難視聴対策が図られるよう手当している。

・伊達市において特に考慮すべき事情はあるか → 難視聴地域がある。

2) 検討 (意見)

(意見) 大滝区での生活インフラとしてのテレビ及びインターネット、災害対策事業については、市がケーブルテレビ事業により実施している。

ケーブルテレビ事業開始時の設備投資は、国費等で賄われ、市の負担は少額であったが、事後の維持管理に毎年多額の収支赤字を計上するなか、設備の更新投資を真剣に検討するべき時期にある。

伊達市では、伊達地区との公平性と経済的運営も考慮したうえで、インフラの提供を何時の時点で、どの程度まで行うのか、他の代替手段はないのか、検討されている段階にある。

縮減だけではなく、例えば高齢者の見守りサービスなど、他の事業で加えることのできるサービスを検討することで、インフラの利用効率を上げ、事業効率を上げることなど、多方向からの更なる検討が望まれる。

X-5-2 国際交流ゲストハウス (公の施設)

(1) 概要

取得価額 61,160 千円 (居住部分を含む) 273 m²

条例等 大滝国際交流ゲストハウス条例及び施行規則

所在 伊達市大滝区本郷町 91 番地

担当部署 生涯学習推進課



大滝区のカナダ姉妹都市から派遣を受ける国際交流職員の宿舎に併設されている交流施設である。

「国際交流の拠点及び情報の発信施設として」設置されている。

(2) 使用状況等

1) 現況

一つの建物を住宅部分と集会室に分けており、集会室部分は、有料で使用できる大広間と、和室で構成されている。レイクカウチン町からの国際交流職員の居住スペースとは、玄関は区分されていないが、建物内で区分されている。

使用状況は、毎週、英会話のレッスンを行っている他の利用はほとんどない。なお、利用料については、営利目的以外での利用にあたっては、すべて免除されており、使用料収入はゼロである。

使用料収入がないことは、本来目的で使用されているということでもあるが、利用の水準自体が低く、伊達市でも、ゲストハウスとしては用途廃止し、より自由に使えるスペースに

することを検討しているとのことである。

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
利用件数	12	12	3	1	1	3	1
利用人数	127	135	448	426	382	564	465
うち英会話	-	-	352	396	352	484	440

2) 維持管理コスト

光熱費、少額の修繕費等に限定される。

3) 管理状況

施設は、利用者等により維持管理されている。

(3) 課題等

1) 有用性

①利用者

・利用者は特定の者に偏っていないか—偏っている

②利用状況

・利用状況は低くないか—低い

③負担

・使用料等の負担水準は妥当か—減免されている。

④維持管理

・施設の更新計画は妥当か—当面なし。

・維持管理は十分に行われているか—きれいに使われている。

・運営方法は妥当か—ローコストで運営されている。

③必要性

・法令等により必ず市が置くこととされる施設か → 否

・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か → 否

・伊達市の特に考慮すべき条件はあるか → 姉妹都市との交流を続けており、大滝区への国際交流職員を受け入れている。

2) 検討 (意見)

(意見) 姉妹都市との交流のために建設されているが、姉妹都市からの国際交流職員の住居と同じ建物であり、不可分の施設である。現状では、集会室で英会話のレッスンを週に1度行っている、という利用状況である。大滝区に民間の英語教室はないため、民業圧迫にはなっていないが、市の施設として利用状況が妥当かについては疑問である。維持管理費も低額ではあるが、施設の利用度は低く、国際交流施設として維持するべきか、検討中とのことである。

X-5-3 大滝工芸館 (公の施設)

(1) 概要

建物面積：451 m² 建設年：平成8年2月 (平成7年度) 再調達価額：85,420 千円

構造 鉄骨造鋼板葺2階建

条例等 大滝工芸館条例及び施行規則

所在 伊達市大滝区三階滝町 137 番地

担当部署 大滝総合支所 管理方法 委託（大滝工芸館管理推進組合）



工芸及び陶芸を通じた地域振興が目的とされ、陶芸教室で絵付け（使用料 1,365 円）、創作（1,890 円）が体験できる。もともと、大滝にプロの工芸家が移住したことから、建設が計画されたとのことであるが、利用は低減している。（次ページ表参照）

平成 7 年から 11 年に「大滝村工芸展」を、平成 14 年から「おおたき北海道陶芸展」を開催し、総額 60 万円の賞金により 3 点の入賞作品を選定していたが、応募の減少に伴い、平成 22 年をもって終了している。

大滝区への陶芸の浸透による地域振興は達成されておらず、施設の閉鎖も視野に入れ、検討されている。

（2）使用状況等

1）現況

1 階に体験施設、2 階に展示スペース等を設置している

条例には、4 月 1 日から 12 月 30 日まで利用できるとされているが、施行規則により、陶芸創作体験及び陶芸絵付け体験は 11 月 15 日までとされている。陶芸作品は、原型制作日に完成するわけではないため、とのことである。

（指摘事項） 条例・規則に開館時間の記載がない。

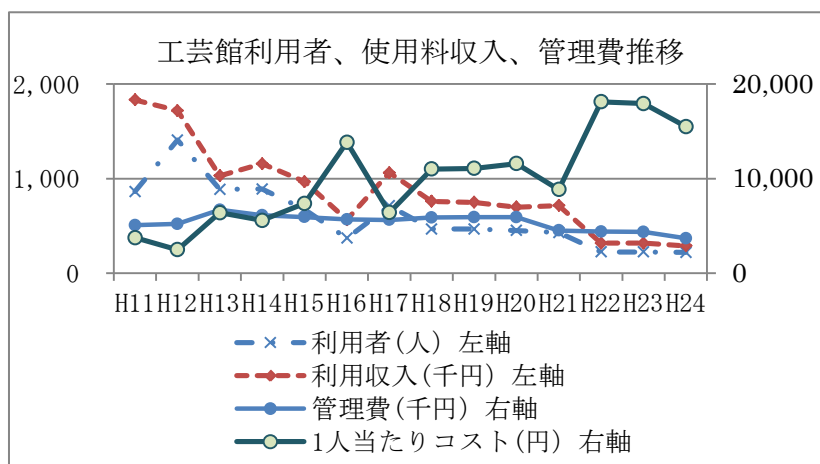
（意見） 体験利用の期限 11 月 15 日と開館期間 12 月 30 日までの乖離は、陶芸の普及を目的とする施設の性格を考えると、合理的な乖離とはいえない。

2）利用者等の推移

利用者の内訳：平成 24 年度の利用記録を閲覧したところ、大滝区小中学校の利用のほかは、ほとんどが市外の居住者の利用であった。

平成 17 年の合併年に利用者が増加しているほかは、継続して減少傾向にあり、コストも抑えつつ運営されているが、平成 24 年度の 1 人当たりの利用コストは 15,500 円に達している。

項目・年度	単位	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
利用者	人	863	1,408	886	890	674	370	712
利用収入	千円	1,832	1,720	1,030	1,158	967	564	1,063
管理費		5,071	5,215	6,697	6,128	5,933	5,687	5,627
指定管理料		-	-	-	-	-	-	-
内委託費		3,586	3,586	4,989	4,462	4,124	4,099	3,982
利用者当たりコスト	円	3,753	2,482	6,396	5,584	7,368	13,846	6,410
項目・年度	単位	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
利用者	人	466	467	451	429	225	225	219
利用収入	千円	760	749	699	716	318	317	289
管理費		5,890	5,922	5,922	4,513	4,395	4,353	3,685
指定管理料		5,890	5,922	5,922	4,513	4,395	-	-
内委託費		-	-	-	-	-	3,373	3,010
利用者当たりコスト	円	11,009	11,077	11,581	8,851	18,120	17,938	15,507



3) 維持管理コスト

平成24年度の内訳は次のとおり、委託料が維持管理費の大半を占めている。

項目	燃料費	電気料	電話料他	委託料他	合計
金額(円)	207,690	418,335	49,115	3,010,350	3,685,490

4) 検証—利用許可

平成24年分の利用許可を閲覧し、利用人数の合計が一覧表と一致することを確認した。

平成24年9月5日を選出し、利用承認書、申請書が条例等に合致していることを確認し、領収書と使用料を照合したところ、一致していた。

5) 検証—委託契約

平成18年度から22年度まで指定管理により維持管理されてきたが、指定管理者が辞退したことから委託に切り替えている。

(指摘事項) 管理委託による施設運営が指定管理者制度に移行したにもかかわらず、指定管理者協定とほぼ同じ内容で委託契約書を交わしている。施設の経済的で有効な活用を目的とされた指定管理者制度の導入意図にも反する。

ただし、委託管理は廃止されたものの、広範な事務を個別に委託とすることは認められており、工芸館運営の続行を前提とした場合、合理的である。

(3) 課題等

1) 有用性

① 利用者

- ・利用者は特定の者に偏っていないか → 特定の利用者はいない。
- ・施設の目的と利用者が一致しているか → 大滝区での陶芸振興という点では目的と一致していない。

② 利用状況

- ・利用状況は低くないか → 低減傾向にある。
- ・低い場合その理由は → 利用者が観光客等であり、地元の定期的な利用は少ない。

③ 適切な負担

- ・使用料等の負担水準は低くないか → 1人あたりコストに比べると低額であるが、類似の民間施設に比べ、著しく安価ではない。

④ 維持管理

- ・設備の更新計画は必要ではないか → 市として維持するかどうかの検討が必要。
- ・維持管理状況は適当か → 利用者は減少しているが、管理状況は適当である。
- ・運営方法は妥当か → 陶芸家に委託しているが、実際の利用は観光利用が多くなっている。

⑤ 必要性

- ・法令等により必ず市が置くこととされる施設か → 否
- ・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か → 否
- ・民間でも同種の事業を行っているか → 体験施設の設置事例あり
- ・伊達市での特に考慮すべき条件はあるか → なし

2) 検討 (意見)

(意見) 他の施設と同様に、設置時の決定資料などが残されていない。設置以来継続して利用は低減し、設置目的とのことである工芸による地域振興も、現状では達成は困難と思われる。観光陶芸としての利用振興の可能性はあるが、その場合は、民間施設と競合する。安価に運営されている民間施設に比べると、利用者が相当に増加しても、1人当たりのコストが利用料を下回ることは考えにくく、運営方法の検討は必要と思われる。市でも、施設の廃止を含め、検討を行っているとのことであり、今後は、検討過程を文書化し、決定根拠を説明可能な状態にすることも必要と思われる。

X-5-4 庁舎他

(1) 概要

分析にも記載したように、大滝区の施設には、稼働が低いものが多くなっている。

旧大滝村の庁舎であった大滝総合支所は庁舎として使用されているが、職員数の減少などにより、空きスペースが増えている。

大滝基幹集落センターは、山村地域農林漁業特別対策事業により昭和58年に建設され、集会所などを備えている。大滝区の児童などにより利用されている。

大滝地域活性化交流センターは、若者の定住を促進することなどを目的とし、平成7年度から供用されている。比較的新しい施設であるが、1階の3室のうち1室は、壮瞥町商工会大滝支所に一部

を行政財産目的外使用許可により使用させているが、1室は他の公的団体が使用していたが、移転して空室になっている。その他の集会室などの記録による利用実績は低いが、自治会が2階和室などを中心に使用している。

名称	面積(㎡)	建設価格(万円)	再調達価額(万円)
大滝総合支所	1,736	46,580	45,210
地域活性化交流センター	624	18,380	17,828
基幹集落センター	1,388	37,476	36,351

また、大滝区には、無料で入浴できる二つの入浴施設があり、利用者数もカウントされているが、利用者が自分で記入する方式のため、実態を把握できているかやや疑問である。

遊休になっている施設のほかにも、稼働をみると低い施設、稼働が逡減している施設がみられる。居住地域も1か所に集中しているわけでもないため、集約が困難な施設もある。維持管理する水準などについては、地元との話し合いなども行われたうえで検討されている。今後も状況を見つつ、対応する必要がある。

6 遊休施設

X-6-1 新規漁業就業予定者住宅

(1) 概要

建物面積:303 ㎡ 供用開始:昭和 48 年3月 再調達価額:27,730 千円

構造 木造 取得価格 建物 11,740 千円

条例等 なし

担当部署 水産林務課

(2) 取得経緯・目的・今後の予定

漁業振興を目的とし、新規漁業就労希望者の宿舎として、平成 20 年に空き家になった職員住宅のうち3戸を転用したもの。

入居者が新規就業に結びついたケースもあったが、平成23年3月から入居者がおらず、希望者もないので、使用できないように封鎖している。久しく空き家であったこと、建物も古いことから、再利用は難しいと思われる。

(3) 使用状況等

現在は、空き家であり、ベニヤ等で封鎖されている。

(検証手続き)市担当部署が閉鎖時に撮影した写真により、概況を確認した。

(4) 課題等(意見)

当施設は、元職員住宅であり、隣接して使用不可とされている教職員住宅も、撤去されず閉鎖されている。

教職員住宅の項(150P)に記載したように、将来にわたって使用する予定のない住宅は撤去することが望まれる。

(意見) 当施設は、移管時の目的で使用されることはないと思われる。廃止した後の利用可能性、処分可能性も考慮して、教職員住宅、職員住宅を併せて全体の配置と統廃合を検討することが望まれる。

X-6-2 森林せせらぎ館(公の施設)

(1)概要

建物面積:668 m² 供用開始あるいは建設年度:平成元年 再調達価額:190,020 千円

構造 木造鋼板葺平屋建

条例等 大滝森林せせらぎ館条例及び施行規則

所在 伊達市大滝区三階滝町 637 番地 10

担当部署 地域振興課 管理方法 直営(条例上は指定管理も可)



旧大滝村時代、当地域の開発を進めるため、恵まれた自然環境と地域資源を活用して、都市との交流を図ることを目的に第三セクターの施設と併せて建設された。商業施設として活用されていたが、利用者の減少に伴い平成 21 年から休館している。

隣接の道の駅は、豪華なトイレで当初話題を集めたが、トイレが奥にあるため、道の駅としては利用がしづらい施設である。当初の珍しさが薄れたうえに、隣接して「きのこ王国」が建設されたこともあり、利用客が減少し、当施設はそれに伴い、利用が減少し、休止されたとのことである。

(2)使用状況等

1)現況

閉鎖され、隣接の道の駅の建物との連絡通路も壊れて利用できない状況である。市としては、売却を検討している。利用可能な状況ではある。清掃等は、利用者が行っている。

2)維持管理コスト

建物の減価償却を考慮外とすると、維持管理コストはかからない。

(3) 課題等

1)有用性

① 利用者

・利用者は特定の者に偏っていないか→休止中

② 利用状況

・利用状況は低くないか → 休止中

③ 適切な負担

・使用料等の負担水準は低くないか → 該当なし

④ 維持管理

- ・設備の更新計画は必要ではないか → ライフサイクルコストの観点から、日常補修をどの程度することが良いかの検討が望まれる。
- ・維持管理は十分に行われているか → 必要な管理が十分行われていない可能性がある。
- ・運営方法は妥当か → 休止中

⑤ 必要性

- ・法令等により必ず市が置くこととされる施設か → 否
- ・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か → 否
- ・伊達市での特に考慮すべき条件はあるか → なし

2) 検討（意見）

当地域の開発を目的に第三セクターの施設と一体的に建設された施設であるが、利用者の減少に伴い、現在は遊休状況にある。売却を検討しているとのことであるが、売却するにしても、ある程度の維持管理を行っていないければ、建物の取り壊し費用を加味した売却価格でしか売却できなくなり、市の資産を損なう結果になる。また、「道の駅」は、道路利用者が利用する施設であり、それに隣接した施設が荒廃すると、市の印象を悪化させ、建設目的に対し逆効果となる。

(意見) ライフサイクルコストを考えた維持管理費用を計算し、取り壊し費用と比較するなど、取り壊しという選択肢も含めて維持管理方法を検討することが望まれる。今後は、検討過程を文書化し、決定根拠を説明可能な状態にする必要がある。

X-6-3 遊水亭（公の施設）

(1) 概要

建物面積：58 m² 再調達価額：22,560 千円

構造 木造桁葎き平屋建

条例等 なし

所在 三階滝公園内

担当部署 地域振興課 管理方法 直営



(2) 取得経緯・目的・今後の予定 公園内の施設である。

(3) 使用状況等

1) 現況

使用禁止とされ、入口は閉鎖されている。

2) 維持管理コスト

閉鎖中のため限定的。

(4) 課題等

1) 有用性

① 利用者

・利用者は特定の者に偏っていないか → 該当なし。

② 利用状況

・利用状況は低くないか → 低い。

・低い場合その理由は → 維持管理するためのコストと利便が合致しない。

③ 適切な負担

・使用料等の負担水準は低くないか → もともと無料の施設であるが、該当なし。

④ 維持管理

・設備の更新計画は必要ではないか → 市として維持するかどうかの検討が必要。

・維持管理状況は適当か → 汚れたり、破損したりしていない。

・運営方法は妥当か → 利便性を高めるために、ボランティア団体や民間への使用許可を検討することが望まれる。

⑤ 必要性

・法令等により必ず市が置くこととされる施設か → 否

・通常一定規模以上の自治体では置かれている施設か → 否

・伊達市での特に考慮すべき条件はあるか → 否。

2) 検討

公園内の休憩施設として建設されたと思われるログハウスであり、使用禁止とされているが、管理コストを試算し、公園自体の稼働状況と比較した上で使用禁止とする判断を行うことが望まれる。また、利用の向上のためには、民間事業者を含め、使用希望者を募ることも考えられる。今後は、検討過程を文書化し、決定根拠を説明可能な状態にすることも必要と思われる。